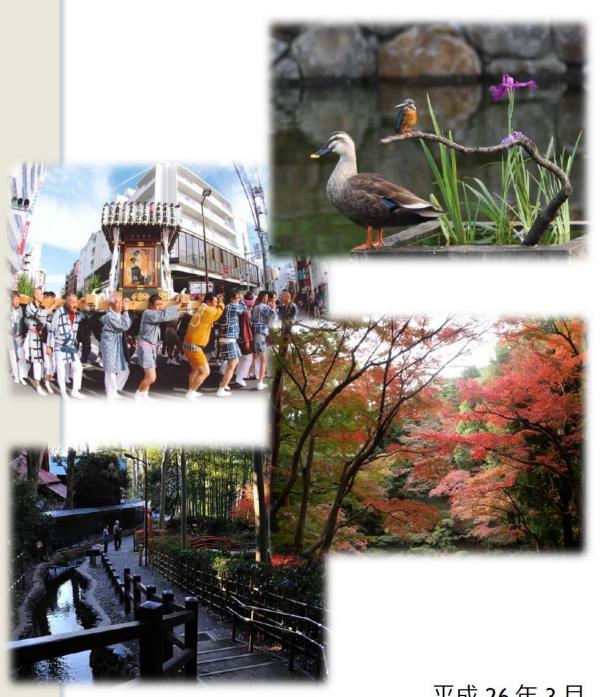
第二次国分寺市環境基本計画



平成 26年 3月

国分寺市

はじめに

私たちのまち国分寺市は、国分寺崖線に象徴される緑や野川 の水源となる湧水群などの豊かな自然が身近に残る住宅都市で す。

国分寺市では、平成16年に環境基本計画を策定するとともに、 環境基本条例を制定しました。市民が健康で恵み豊かな環境を 享受し、これを将来世代へ引き継ぐため、人と自然が共生し、 環境負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的とし、 様々な環境施策を推し進めてきました。

この10年間で、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。とりわけ、平成23年3月に起きた東日本大震災において、



私たちは自然の脅威を改めて認識しました。加えて、地球温暖化対策という大きな視点での 節電・省エネルギー行動の実施、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの活用、拡 散した放射性物質への対応などが求められています。

このたびの計画改定では、前計画策定以降の社会情勢への変化に対応し、環境の保全、回復及び創造のための取組を着実に進めていくために、実行性の確保に主眼を置き、前計画の「つなぐことば」や「核となる要素」ごとの構成を施策体系として組み替えるなど、計画全体とそれぞれの取組の関係を把握しやすい構成としました。

環境負荷の少ない持続可能な社会を構築していくために、「ひとりひとりが環境に関心を持ち、学び、考え、ともに行動する」ことが、現在に生きる私たちの責務であると考えます。 市民や事業者等のみなさまとの「協働」を一段と深め、望ましい将来像を実現していくため、引き続き一層のご理解とご協力をお願いします。

本計画の改定に際し、環境審議会及び環境推進管理委員会、環境ひろばなどから貴重な意見をいただきました。また、市民ワークショップ、パブリック・コメントなどで、ご協力、ご意見をいただいた方々に心からお礼を申し上げます。

平成 26 年 3 月

斯 井澤 邦夫

目 次

			ーシ
第	1章	計画の基本的事項	1
	1 言	†画改定の背景	1
	3 青	+画の目的と役割	4
	4 基	基本理念	4
	5 青	十画期間と対象範囲	5
	6 青	†画の推進主体と協働	6
	7	†画改定にあたって	7
第	2章	国分寺市の環境の現状と課題	11
	1	環境の現状と課題	11
第	3章	計画の目標とその実現に向けて	19
	1 望	望ましい将来像と基本方針	19
	2	面策体系	20
第	4章	望ましい将来像を実現するための施策の展開	22
	基本力	5針1 緑と水が調和した潤いのあるまち	22
	基本力	5針2 安全・安心に暮らせるまち	35
	基本力	万針3 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	42
	基本力	5針4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	48
	基本力	5針5 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち	56
第	5章	重点プロジェクト	60
第	6章	計画の推進	70
	1 進	進行管理	70
	2 推	발進体制	71
資	料編		
	1 🗏	国分寺市の概況データ等	74
	2 =	国分寺市の放射能対策(概要)	77
	3 青	†画改定の経過	78
	4 潔	8問・答申	81
	5 月	月語解説	87

「*」を付した用語は、資料編で解説を掲載しています。また、用語が最初に出てくるページで「*」を付しています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

市では、平成16年3月に「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築を目的に「国分寺市環境基本計画」を策定し、市民、事業者等、市の協働により、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成16年9月には、現在及び将来にわたり市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境の確保を目的に「国分寺市環境基本条例*」を制定しました。

一方,前計画の策定から約10年が経過し,地球温暖化対策を強化するための法改正や,生物多様性の保全に向けた法律の制定など,環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。また,平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により,安全で安心な生活の確保への市民の関心が高まるとともに,省エネルギーの啓発や再生可能エネルギーの普及などの取組が求められています。

新たな取組を計画に位置付けるにあたり、前計画の細分化されていた施策の体系や、重複した市民・事業者等・市の取組(方針・施策)の体系の整理が必要となりました。また、実現のための具体的な施策が見えにくい記述や、市民、事業者等、市の役割分担の明確化が課題となりました。

市では、前計画の計画期間が終了したことを機に、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、環境施策のさらなる推進のため、本計画の改定を行いました。

(1) 国の動向

国においては、平成24年4月に「第4次環境基本計画」が策定されました。

その中では、"人の健康や生態系*に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、総合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会"を目指すべき持続可能な社会の姿としています。

地球温暖化*問題については、平成 17 年 2 月に発効した「京都議定書*」の温室効果ガス*削減目標の達成に向け、平成 20 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を、平成 20 年 6 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、対策を強化しています。

京都議定書第一約束期間が平成 24 (2012) 年末で終了するため,平成 23 (2011) 年 12 月に気候変動枠組条約第 17 回締約国会議 (COP17) *が開催され,平成 27 (2015) 年までに米中を含む全ての国が参加する新枠組みを構築することに合意し,平成 32 (2020) 年発効のロードマップが確認されました。しかし,日本は京都議定書第二約束期間*に参加せず,自主的に削減することを表明しました。

エネルギー問題については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、安全で安心な生活環境の確保が求められています。同時に、エネルギー利用に対する意識の変化が生じ、家庭や事業所などにおける省エネルギー化の取組が

推進され、平成24年7月1日からは、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度*」が開始され、太陽光発電などの再生可能エネルギー*の普及が進んでいます。

生物多様性*については、平成 20 (2008) 年6月「生物多様性基本法」制定後、平成 22 (2010) 年10月に愛知県で「生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)」が開催され、遺伝資源の利用に関する国際ルールを定めた「名古屋議定書*」や、新戦略計画「愛知目標*」が採択されました。平成 24 (2012) 年9月には「生物多様性国家戦略 2012-2020*」が策定されるなど、生物多様性保全に向けた取組が進められています。

(2) 東京都の動向

東京都においては、平成20年3月に「東京都環境基本計画」が策定され、平成32(2020)年までに東京の温室効果ガス排出量を平成12(2000)年比で25%削減するなどの目標を掲げています。また、同年6月に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「東京都環境確保条例」という)が改正され、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」などの地球温暖化対策の強化を図っています。

東日本大震災後は、「東京都電力対策緊急プログラム(平成23年5月)」が策定され、エネルギー源の多様化・分散化として、家庭や中小事業者等に対して創エネルギー*機器への支援などが展開され、平成24年5月には「緑施策の新展開~生物多様性の保全に向けた基本戦略~」の策定など、幅広い環境施策が展開されています。

(3) 国分寺市の動向

市では、平成24年5月に「第四次国分寺市長期総合計画*後期基本計画」を策定し、「健康で文化的な都市―住み続けたいまち、ふるさと国分寺―」を将来像に掲げています。

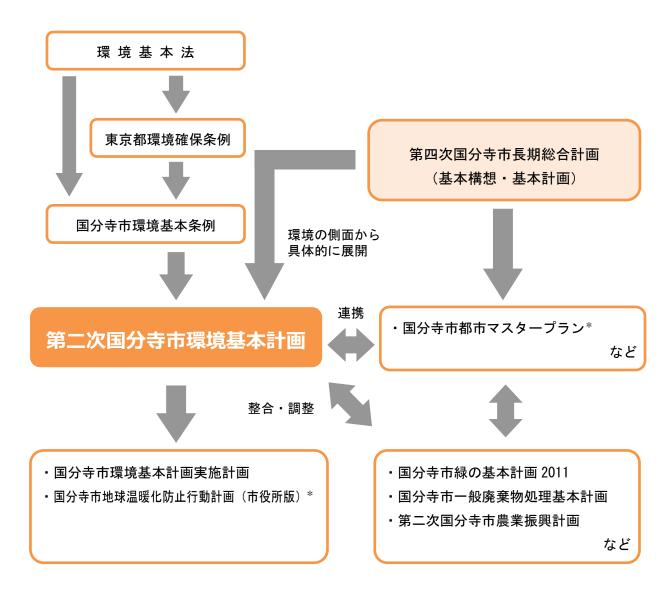
この将来像を実現するために6つの都市像を設定し、そのうちの一つとして「環境を守り、向上させるとともに、環境負荷の少ない機能的な都市基盤整備を図り、市民が安全・ 快適に暮らせるまちをつくる」という環境分野の都市像を設定しています。

また,本計画と関連の深い「第二次国分寺市農業振興計画*(平成18年3月)」や「国分寺市緑の基本計画2011*」(平成23年3月),「国分寺市一般廃棄物処理基本計画*」(平成22年4月)の改定を行っています。

2 計画の位置づけ

本計画は、市民、事業者等、市が協働のもとに、未来へ向かって健康で恵み豊かな環境を保全、回復及び創造するための総合的かつ基本的な計画であり、第四次国分寺市長期総合計画基本構想を環境の側面から具体的に展開していくものです。本計画においては、都市マスタープランなどの関連計画との整合を図りながら取組を進めていきます。

●環境基本計画の位置づけ



3 計画の目的と役割

本計画は、国分寺市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施 策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

本計画は、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の方向性を定め、環境行政の基本方針となるとともに、計画を推進するための市民、事業者等、市の役割と、環境に配慮した市民生活、事業活動、施策展開の指針を示します。

また,望ましい将来像の実現に必要な基本方針,施策の体系を示すとともに,特に重要性が高い施策として,具体的施策を組み合せた重点プロジェクトを示します。

4 基本理念

基本理念は、本計画で目指す基本的な考え方です。

国分寺市環境基本条例では、以下の基本理念を定めており、本計画においてもこの考え方を踏襲します。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全,回復及び創造は,市民が健康で恵み豊かな環境を享受し,これを将来世代へ引き継ぐため,人と自然が共生し,環境負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全,回復及び創造は、市民、事業者、市の適切な役割分担に基づき、これらの者が協働して、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類の共通の課題であることを認識し、市民、事業者等、市のすべての活動において、積極的に推進されなければならない。

5 計画期間と対象範囲

(1)計画期間

計画期間は、長期的な視点を持った計画とするため、概ね30年後を見越した平成26年度から平成35年度の10年間とします。社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しを行います。

●計画期間

平成 26 年度

平成 35 年度

計画期間(10年間)

望ましい将来像の実現

(2)対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、「緑」、「水」、「生物」からなる自然環境、「公害」、「食」からなる生活環境、「道路・交通」、「景観」、「歴史遺産・文化財」からなる都市環境、「資源」、「温暖化・エネルギー」、「ごみ」からなる地球環境、「教育・学習」、「人づくり」、「仕組みづくり」からなる環境教育・環境学習の5つの分野を対象とします。

●対象とする環境の範囲

自然環境 緑,水,生物 生活環境 公害、食

都市環境

道路・交通, 景観, まちづくり, 歴史遺産・文化財 地球環境

資源,温暖化・ エネルギー,ごみ

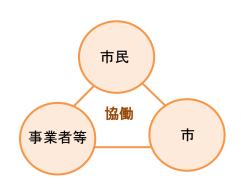
環境教育・環境学習 教育・学習, 人づくり, 仕組みづくり

6 計画の推進主体と協働

本計画の推進主体は,市民,事業者等,市の三者とします。

市民,事業者等,市の三者がそれぞれの役割を果たすとともに,三者の協働により本計画を推進していきます。協働とは,市民及び事業者等と市が対等の立場で能力を分かち合い,共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことです。**

市民の役割	市民とは、市の区域内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、公益的な活動を行う個人のことを指します。 市民は、自らの日常生活が環境に影響を与える立場であることを認識し、環境の保全、回復及び創造について関心を持つとともに、必要な知識を持つよう努めます。また、日常生活の中で環境負荷の低減、環境の保全、回復及び創造に取組みます。
事業者等の役割	事業者等とは、市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体のことを指します。 事業者等は自らの事業活動が環境に影響を与える立場であることを認識し、事業活動によって公害が生じないよう、環境の保全、回復及び創造に努め、環境負荷の低減に必要な措置を講じます。また、事業活動により発生する廃棄物の減量、省資源や省エネルギーに必要な措置を講じます。
市の役割	市は、環境の保全、回復及び創造を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。その際、市民及び事業者等の意見を反映できるように必要な措置を講じます。また、自らの行政活動が環境に影響を与える立場であることを認識し、行政活動による環境への負荷の低減に積極的に取組みます。



※ 市では、自治の基本理念を明らかにするとともに、参加、協働、情報の共有などの仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより、市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とした「国分寺市自治基本条例」を平成20年12月に制定し、協働の概念を定めています。

7 計画改定にあたって

(1)計画改定の進め方

計画改定にあたり、市民ワークショップ*などの意見収集、環境推進管理委員会*からの提言、関係課へのヒアリング、庁内検討委員会などの検討によって、現状の把握や課題を抽出し、計画の体系などを整理しました。その後、環境審議会*による審議、パブリック・コメント*を経て、本計画を策定しました。

① 市民ワークショップ、環境ひろば*からの意見収集

市民参加の検討を進めるため、市民ワークショップを開催し、現状の把握、課題の抽出、望ましい将来像について検討するとともに、環境ひろばから意見を収集しました。

② 環境推進管理委員会からの提言

環境施策の進ちょく状況を管理及び評価する組織である環境推進管理委員会から計画 改定に関する提言を受け、その内容について検討を行いました。

③ 関係課へのヒアリング

社会情勢の変化を踏まえるため、関係課へ新たな施策の位置づけや、環境施策の取組 状況及び今後の方向性などについて、ヒアリングを実施し、意見を収集しました。

④ 庁内検討委員会などでの検討

庁内検討委員会及び専門部会において、前計画の評価及び課題、市民ワークショップなどの検討結果を踏まえながら、望ましい将来像や基本方針、施策の体系などについて検討し、計画案を作成しました。

⑤ 環境審議会による審議、パブリック・コメントでの意見収集

市の附属機関である環境審議会における計画案に関する審議、パブリック・コメントを経て、関係機関や市民などから意見を聴取し、本計画を決定しました。

(2)計画改定のポイント

社会情勢の変化を踏まえ、市民に分かりやすい計画づくりを目指し、施策体系などを見 直しました。計画の改定の主なポイントを、以下に整理します。

① 社会情勢の変化への対応

生物多様性への配慮,地球温暖化対策の推進,循環型社会*の構築,そして東日本大震 災による原子力発電所の事故への対応,再生可能エネルギーの普及促進など,社会情勢 の変化を踏まえました。

② 関係法令,条例等や関連計画の整合

本計画の上位計画である第四次国分寺市長期総合計画後期基本計画(平成24年5月策定)や関係法令、条例等、緑の基本計画など市の関連計画との整合を図りました。

③ 市民. 事業者等. 市の役割と協働の体制の明確化

市民,事業者等,市の役割分担に基づき,取組を進めていくため,各主体の役割と協働の体制を明確に示しました。

④ 分かりやすい施策体系の構築

分かりやすい施策体系として, 望ましい将来像 → 基本方針 → 施策の方向
→ 主な施策 → 具体的な施策 へ展開していく体系を構築しました。

⑤ 重点プロジェクト

望ましい将来像を実現するため、市民ワークショップによる提案などを基に、重点プロジェクトを設定しました。

⑥実効性の高い計画づくり

前計画の施策において,具体的な取組が見えにくいものや,各主体の役割が分かりに くいものを整理し,実効性の高い計画づくりに努めました。

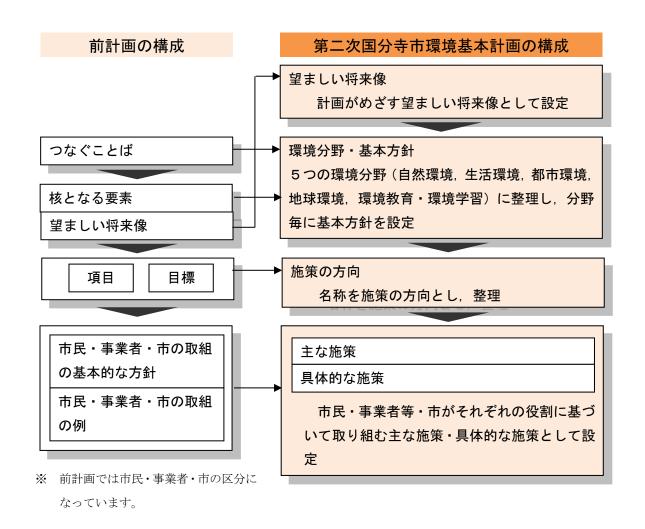
(3)計画の構成の整理

本計画では、前計画で定めていた"自然"、"暮らし"、"地球環境"からなる3つの「つなぐことば」とそれらを構成する10の「核となる要素」(緑・水など)及び「環境教育・環境学習」を、「自然環境」、「生活環境」、「都市環境」などの5分野に再編しました。

また,「核となる要素」ごとに設定していた将来像は,全体的な視点から,1つの望ましい将来像を設定するとともに,将来像を展開する5つの基本方針を設定しました。

なお、「核となる要素」からなる 29 あった「項目」は、「農地」と「地産地消*」を「都市農地の保全・活用」にまとめるなど、分野ごとの「施策の方向」に整理しました。

さらに、「施策の方向」を展開する「主な施策」、「具体的な施策」を示すとともに、市民、 事業者等、市の役割に基づく取組を示しました。



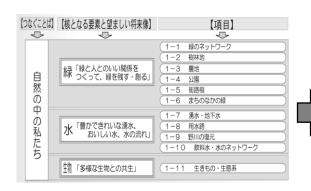
前計画の構成

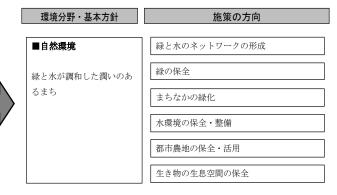
本計画の構成

望ましい将来像

未来の子どもたちへ引き継ぐ

こくぶんじの豊かな環境





1 1 緑のネットワーク 「方針・施策の考え方市内にある樹林地や公園、宅地内の緑をつないで、生物の生息環境を含めた有機的なつながりのあるネットワークづくりを進めます。また、緑のあり方の研究、検討を進めて、適正な管理や利用に関する合意形成を図り、樹林地や崖線緑地を市氏の追いの場。学習の場。遊びの場として活用します。 農地については農への支援を推進し、農地と樹林地のつながりを回復しながら保全していきます。また、地域の特性を活かした公園を増やし、水と緑のネットワーク形成に活かしていきます。 「市民・事業者・市の取り組みの方針・体系 「1) 緑をつなげる ・ 様嫁がつなぐ・ 緑がつなぐ・ 緑がつなぐ・ 緑のあり方について検し、で港・公共施設)をつなげます (2) 緑をとおしてつながる ・ 緑のあり方について検討し、合意形成に努めます ・ 様のボランティア、検慮ボランティアはど、緑化のための人のネットワークづくりを推進します ・ 地域緑化のためのルールづくりを推進します

1-1 緑と水のネットワークの形成

■主な施策

①拠点となる緑や水辺の保全・整備

国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群などの拠点となる緑や水辺を積極的に保全・維持管理を行います。また、国 $3\cdot2\cdot8$ 号線や野川整備事業の促進、都市計画道路などの整備によって、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。

7

■具体的な施策

主な施策・具体的な施策	市民	事業者	市
① 拠点となる緑や水辺の保全・整備			
・拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理	0	0	0
・都市計画道路などの整備に合わせた緑の創出			0

(取組主体の区分の見方)

第4章に具体的な施策の取組主体の区分を記載しています。普及啓発や指導などを行う 施策の場合は、実施する側、実施される側のそれぞれに○印を記載しています。

■具体的な施策

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市
①公共施設の緑化			
● 庁舎や学校などの公共施設の緑化		0	
②民有地の緑化			
● 生垣緑化の促進	0	0	0
● 開発事業に伴う緑化の指導	0	0	0
● 「市の花」などの普及啓発	0	0	0

第2章 国分寺市の環境の現状と課題

1 環境の現状と課題

(1) 自然環境

- ・ 市は、国分寺崖線*やお鷹の道・真姿の池湧水群など、豊かな緑と水に彩られ、武蔵野の面影を残す住宅都市です。国分寺市市民意向調査(平成23年1月実施、以下「市民意向調査」という)において、地域のくらし満足度として「自然や緑の豊かさ」を挙げる方が約7割にのぼりました(15ページ参照)。一方、平成20年の調査では市内の緑被率は25.8%で、平成10年時点と比較すると、10年間で4.2ポイント減少しており、地球温暖化や生物多様性への影響、緑の減少などを踏まえ、緑や水辺の保全に取り組む必要があります。
- ・ 野川は市内唯一の河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境であり、親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。小金井市以降の下流部では東京都による野川整備事業*が既に完了しており、国分寺区間においても貴重な地域資源として早期整備が望まれていることから、野川整備事業を促進する必要があります。
- ・ 都市農地は市内の約15%,緑被地の約58%を占めています。宅地開発などによって都市 農地が減少していることから、地下水への涵養*などの農地が持つ多様な機能に着目し、 農地を保全するとともに、都市農業の振興を推進していく必要があります。
- ・ 市内の水道水には地下水が使われており、割合は55%以上を維持していました。平成22 年4月から水道事業が東京都へ移管されたため、地下水の割合継続を東京都へ要望して いく必要があります。
 - (参考) 東京都では水道水の安定供給のために、高度浄水処理*をした河川水を地下水に加えています。

●緑被地面積及び緑被率*の	の推移
---------------	-----

分類		平成 10(1998)年		平成 20(2008)年			
	分類		面積(ha*)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
	樹林地		82. 07	7. 1	77. 70	6.8	
	緑被	庭		24. 85	2. 2	22. 11	1. 9
		草地	也 也	25. 87	2. 2	25. 28	2. 2
自	地	農	植木畑・果樹園	121. 90	10. 6	94.04	8. 2
然	地	地	野菜畑	90. 24	7. 8	77. 92	6.8
面		緑初	皮地合計	344. 93	30. 0	297. 05	25. 8
Щ	裸地	b		49. 28	4. 3	31.16	2. 7
	水面	<u> </u>		1. 98	0. 2	2. 58	0. 2
自然面合計		396. 19	34. 4	330. 79	28.8		
人」	人工被覆地※1		754. 21	65. 6	819. 61	71. 2	
総合計※2		1, 150. 40	100. 0	1, 150. 40	100.0		

※1 人工被覆地:コンクリートやアスファルトなどの人工物に覆われた土地のこと。

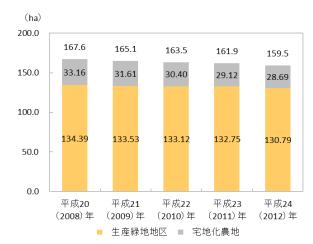
※2 けやき公園(小平市 2.4ha)を含む区域 1,150.4haを計画対象区域として計算。

資料:緑の基本計画 2011 (平成 23 年 3 月) 国分寺市

●緑被地面積及び緑被率の推移

(ha) 500.0 40.0 35.0 400.0 30.0 30.0 25.8 25.0 300.0 20.0 200.0 15.0 344.9 297.1 10.0 100.0 5.0 0.0 0.0 平成10 平成20 (1998)年度 (2008)年度 ■ 緑被地面積 **-■**- 緑被率

●農地面積の推移

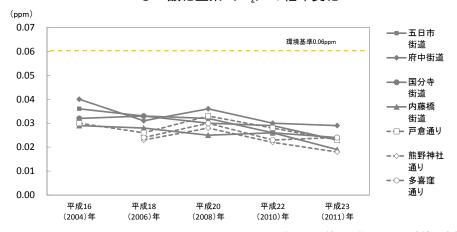


資料:緑の基本計画 2011 (平成 23年3月) 国分寺市

(2) 生活環境

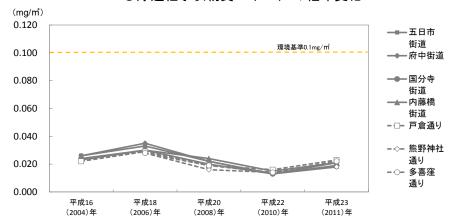
- ・ 市民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、大気、水質などの測定、各種調査を実施しています。引き続き、大気などのモニタリング*や化学物質対策を進めていく必要があります。
- ・ 主要幹線道路7地点における大気,騒音・振動に関する調査において,大気は全地点で環境基準*を満足し,騒音は一部環境基準を超過していますが,要請限度*は全地点で満足しています。振動については,全地点で要請限度を満足しています(振動には環境基準はありません。)。
- ・ 水質については、野川をはじめ真姿の池や新次郎池(東京経済大学内)などで水質調査を行っています。代表的な水質の指標である BOD (生物化学的酸素要求量)*を見ると、これらの調査箇所において環境基準を満足しています。
- ・ 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放射性物質が拡散し、新たな課題が生じました。市では、平成23年7月11日から市内の定点40カ所(平成24年2月からは定点32カ所)で2週間に一回、定期的な空間放射線量*を測定するとともに、清掃センターの焼却灰、保育園・小中学校などの給食食品の放射性物質濃度*を測定しています。長期的な環境への影響が懸念されていることから、市放射能対策に関する基本的な対応方針(76ページ参照)に基づき、市民の健康と安全を確保するため、空間放射線量、放射性物質濃度の測定、適切な情報提供などに取り組んでいく必要があります。
- ・ 農薬の過度の使用や遺伝子組換え食品*,放射性物質など,安全で健康的な食生活への不 安が高まっていることから,適切な情報提供を行うなど,食の安全性を確保していく必 要があります。

●二酸化窒素 (NO₂) の経年変化



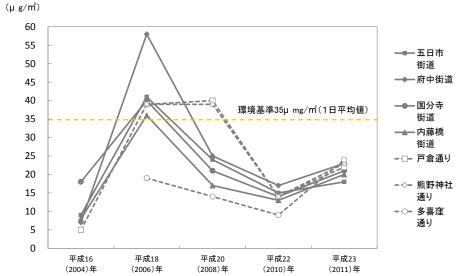
※ 日平均の期間平均値(冬期7日間の連続測定[12月])

●浮遊粒子状物質* (SPM) の経年変化



※ 日平均の期間平均値(冬期7日間の連続測定[12月])

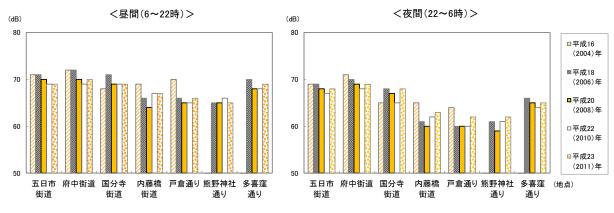
●微小粒子状物質* (PM2.5) の経年変化



環境基準: 1 年平均値が $15 \mu g/m^i$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu g/m^i$ 以下(平成 21 年 9 月設定)。なお、本調査では、冬期(12 月)7 日間の連続測定であり、年間の総有効測定日数が 250 日に満たないことから、環境基準による大気汚染の評価は参考値とします。

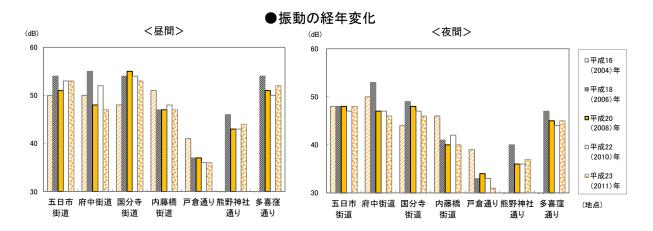
※ 日平均値の最高値(冬期7日間の連続測定[12月])

●騒音の経年変化



※ 冬期7日間の連続測定(12月)

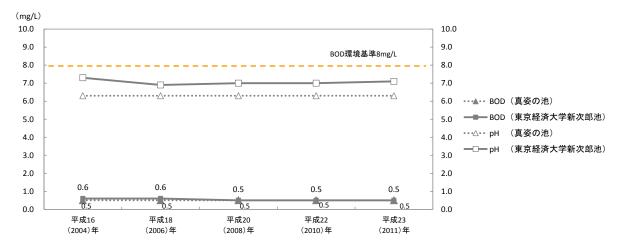
環境基準: 五日市街道・府中街道・国分寺街道・多喜窪通り 昼間: 70dB 以下, 夜間: 65dB 以下 内藤橋街道・戸倉通り・熊野神社通り 昼間: 60dB 以下, 夜間: 55dB 以下



※ 冬期7日間の連続測定(12月)

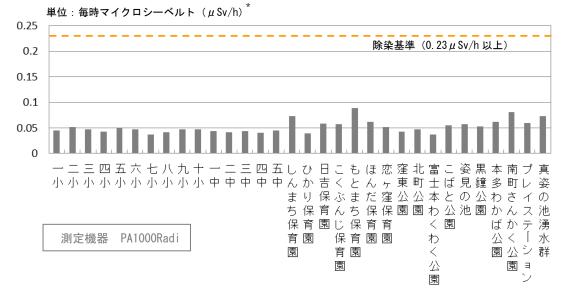
要請限度: 府中街道・国分寺街道・多喜窪通り <u>昼間:70dB以下(8~20時)</u> 夜間:65dB以下(20~8時) 五日市街道・内藤橋街道・戸倉通り・熊野神社通り 65dB以下(8~19時), 夜間:60dB以下(19~8時)

●湧水の pH (水素イオン濃度)・BOD (生物化学的酸素要求量)の経年変化



※ 市内2地点で年6回測定

●空間放射線量

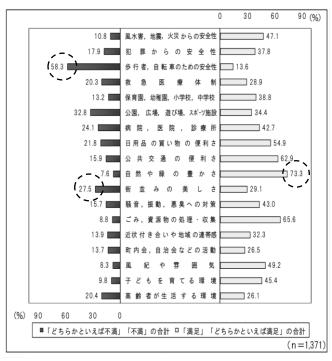


※ 平成 24 (2012) 年 2 月~平成 25 (2013) 年 2 月までの平均値 ※ 市内の定点 32 か所(敷地の中心部の地上 5 cm)で 2 週間に 1 回程度測定 資料:環境報告書*(平成 20~24 年度版)・環境計画課資料

(3)都市環境

- ・ 市民意向調査結果から、「歩行者、自転車のための安全性」に対する市民満足度が低く、 「道路が狭いので拡幅してほしい」「歩道を確保し、沿道緑化を進めてほしい」などの市 民の要望が伺えるため、安全で環境に配慮した道路整備を進めていく必要があります。
- ・ 自転車は、自動車に比べて地球温暖化防止や排気ガスの削減につながることから、自転 車利用促進に向けた環境整備を行うとともに、自転車の運転マナーの向上やルールづく りに取り組む必要があります。
- ・ 喫煙マナーアップキャンペーンや市内一斉清掃活動(クリーン運動)などでは、市民・ 事業者等との協働によるまちの美化活動を行っています。
- ・ 市民意向調査では、「街並みの美しさ」に対する市民満足度が低いことから、景観に配慮 したまちづくりを進めていく必要があります。
- ・ 市内には、国指定史跡武蔵国分寺跡など、歴史的景観や文化財が数多く存在していることから、これらを積極的に保存・活用していく必要があります。

●地域のくらし満足度



●市内の指定文化財

	種別	指定·登録件数
国指定文化財	重要文化財 (彫刻)	1
	史跡	1
	重要文化財 (考古資料)	1
	名勝*	1
国登録有形文化財	登録有形文化財 (建造物)	2
都指定文化財	有形文化財 (彫刻・考古資料)	1
	有形文化財 (考古資料)	2
	名勝	1
市指定文化財	重要有形文化財 (建造物)	6
	重要有形文化財 (考古資料)	3
	重要史跡	2
	重要天然記念物	3
	重要有形文化財(古文書・古記録)	8
	重要有形文化財 (歴史資料)	2
	重要有形民俗文化財	1

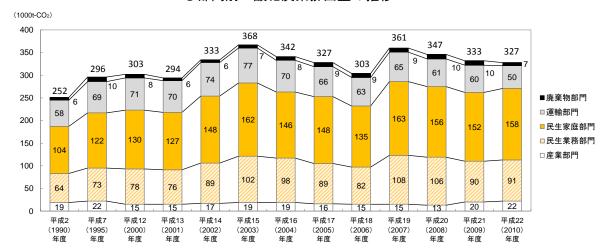
資料:平成24年度国分寺市統計

資料: 国分寺市市民意向調査報告書 2011 年(平成 23 年) 4月

(4)地球環境

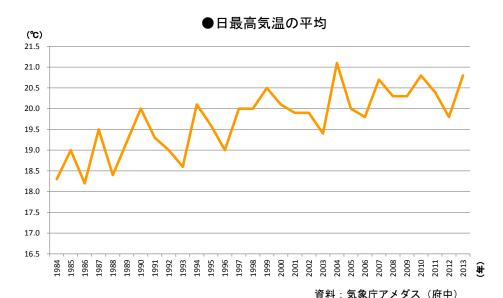
- ・ 二酸化炭素(CO₂)排出量は各年の電力の二酸化炭素排出係数や気温などによって変化します。平成2(1990)年度以降,増減の波はありますが,全体として増加傾向にあります。要因としては,民生家庭部門*,民生業務部門*の増加が大きいことから,市の公共施設をはじめ,家庭や事業者等による省エネルギーの取組の推進,太陽光などの再生可能エネルギーの導入を推進する必要があります。
- ・ 国分寺市周辺(気象庁アメダス観測所:府中)の気温について見ると、日平均気温の平均は、年々増加している。また、激しい雨(1時間に30mm以上50mm未満)、猛烈な雨(1時間に80mm以上)の年間出現日数は、増減しながらもやや増加傾向となっている。
- ・ ごみは、資源の有効利用、ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出の観点から、ごみの減量化・ 資源化を考えていく必要があります。ごみ減量・資源化の市民意識の向上により、ごみ・ 資源物量全体及び1人1日あたりの排出量は、年々減少しています。しかし、未だにも やせるごみに資源物が混入されていることから、ごみの減量化・資源化を推進する必要 があります。

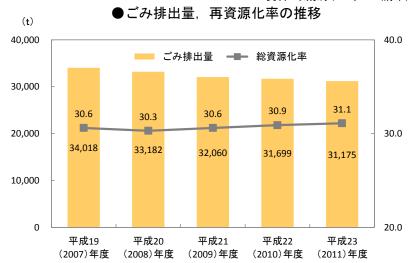
●部門別二酸化炭素排出量の推移



※ 平成 15 (2003) 年, 平成 19 (2007) 年の増加は, 東京電力の検査・点検等の不正問題に起因する原子力発電所の稼働率低下(平成 15 [2003] 年), 新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の停止(平成 19 [2007] 年)の影響による電力の二酸化炭素排出係数の増大によるものです。

資料: 国分寺市の温室効果ガス排出量 (1990 年度~2009 年度) 平成 24 年 3 月 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)





資料:国分寺市一般廃棄物処理基本計画, ごみ減量化・資源化行動実施計画 (平成 22 年度~24 年度アクションプラン), ごみ対策課資料

(5) 環境教育・環境学習

- ・ 環境学習に関する講座やシンポジウム,自然観察会や体験型学習の機会を提供するなど, 市民への環境意識の向上に取り組んでいます。市民一人ひとりが地域に関心を持ち,学 び,行動することで良好な環境の保全につながることから,今後も市民や事業者等への 環境意識の向上や環境活動の普及促進に取り組む必要があります。
- ・ 環境団体の活動,自治会,町内会などでのお祭りや懇談会,清掃活動など,地域活動が 展開されています。こうした活動を次世代につなげていくためにも地域づくりの活動, 人材育成を促進する必要があります。

●環境学習などの実績

事 業 名

環境問題講座 -農と食から地産地消を考える-

無農薬で野菜を作る講座

子ども農業体験講座

ふるさと再発見シリーズ -農業体験講座-

水と緑の講座 -里山で落ち葉かき-

こども冒険クラブーカブトムシ、めっけ!一

環境シンポジウム

(講演1「省エネから地球1個分のくらしへ」

講演2「わが家は太陽光と燃料電池併用の発電所」)

環境フェスタ in 国分寺 講演「地球温暖化と異常気象」

環境まつり

3 R講座*

環境学習会の実施 -小中学生を対象とした市の環境施策の紹介-

環境ひろば

地域子ども教室 一森のふしぎ塾-

青少年地域リーダー講習会 -中学1年生~高校3年生のリーダー育成-

わんぱく学校 -野外活動、ボランティア活動、クリーン運動参加-

エコ手作り教室 -小物づくりでエコ体験-

第3章 計画の目標とその実現に向けて

1 望ましい将来像と基本方針

本計画では、前章の「国分寺市の環境の現状と課題」や市民ワークショップの意見などを 踏まえ、環境の「望ましい将来像」を次のとおり設定します。また、望ましい将来像の実現 に向けて、5つの基本方針を設定します。

望ましい将来像

未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境

国分寺市は、史跡武蔵国分寺跡をはじめ、新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた 歴史遺産及び歴史的景観が多く残され、国分寺崖線や農地などの緑、お鷹の道・真姿の池湧 水群など、緑と水の豊かなまちです。

市内には大きな工場がなく、都市計画道路の整備などによる安全かつ快適な交通環境の確保、ごみの減量化・資源化なども少しずつ進んでおり、良好な環境を形成しています。

樹林地や公園などでは協働による維持管理が行われ、活動を通して人と人のつながりが育まれています。

私たちは、こうした良好な環境を守り、育むためにも、環境に関心を持ち、学び、考え、 ともに行動することで、「こくぶんじの豊かな環境」を未来の子どもたちへ引き継いでいきま す。

基本方針

※ 望ましい将来像を展開するための基本方針

【自然環境】基本方針 1

緑と水が調和した 潤いのあるまち

【生活環境】基本方針2

安全・安心に暮らせるまち

【環境教育・環境学習】基本方針5

地域に学び、 人のつながりや活動を 生み出すまち

【都市環境】基本方針3

環境に配慮した 良好な都市空間を 形成するまち 【地球環境】基本方針4

資源が循環し、エネルギー が有効に利用される地球に やさしいまち

2 施策体系

望ましい将来像を実現するためには、市民、事業者等、市が同じ目標に向かって、それぞれの役割に基づいて取り組むことが大切です。

そのため、環境分野ごとの基本方針のもとに、施策の方向、主な施策を体系的に示します。

●施策体系

●施策体系				
望ましい将来像	環境分野・基本方針	施策の方向		
		1-1 緑と水のネットワークの形成		
+		1-2 緑の保全		
来	【自然環境】	1-3 まちなかの緑化		
のユ	緑と水が調和した潤い のあるまち	1-4 水環境の保全・整備		
تغ		1-5 都市農地の保全・活用		
未来の子どもたちへ引き継ぐ		1-6 生き物の生息空間の保全		
ち		2-1 生活環境の確保		
हो	【生活環境】	2-2 生活環境のモニタリング		
き継	安全・安心に暮らせるまち	2-3 化学物質対策の推進		
\		2-4 食の安全性の確保		
₹	「## → TP	3-1 環境に配慮したみちづくり		
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	【都市環境】 環境に配慮した良好な	3-2 環境に配慮したまちづくり		
こくぶん	都市空間を形成するまち	3-3 地域性豊かな景観の形成		
1 *		4-1 地球温暖化対策の推進		
豊	【地球環境】 資源が循環し, エネルギ ー	4-2 省エネルギー・省資源の促進		
か	が有効に利用される地球にやさしいまち	4 — 3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進		
しの豊かな環境	ici covia 3	4-4 ごみの発生抑制,減量化・資源化の推進		
境	【環境教育・環境学習】	5-1 環境教育・環境学習の推進		
	地域に学び, 人のつながりや活動を生み出すまち	5-2 人づくり,仕組みづくり		

主な施策				
●拠点となる緑や水辺の保全・整備				
樹林地などの適切な維持管理公園・緑地の整備	保存樹木等の指定協働による維持管理			
●公共施設の緑化	●民有地の緑化			
●湧水・地下水の保全・活用●野川整備事業の促進	●用水路の保全・活用●雨水浸透の促進			
●都市農地の保全・活用●地産地消の推進	●都市農業を支援する人材の育成			
●生き物の実態調査●生き物とのふれあいの機会の創出	●外来生物対策●生物多様性に対する理解促進			
●低公害車の導入の推進・普及啓発●悪臭の発生防止	●規制・基準などに関する事業者等への指導●生活騒音・振動対策の推進			
●大気や水質などの測定	●空間放射線量などの測定			
●化学物質に関する情報の収集・提供	●化学物質に関する事業者への指導			
●食の安全性の情報提供●給食食品などの放射性物質濃度の測定	●食育の推進			
●道路整備の推進	●自転車利用の推進			
●良質な住環境の創出●まちの美化活動の促進	●地域住民の交流によるまちづくり			
●地域特性にあった景観づくり	●歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用			
●地球温暖化対策の計画的な推進	●地球温暖化への適応			
●省エネルギー・省資源行動の促進				
●再生可能エネルギーの導入・創エネルギー	一の推進			
●ごみの発生抑制●ごみ減量や分別などの普及啓発	●ごみの減量化・資源化の推進			
●多様な主体による環境教育・学習の推進 ●環境学習に関する情報提供,学習教材づくり	●地域資源を活用した体験型学習の推進●環境活動の促進と支援			

●地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援

●環境教育・環境学習の機会の促進

第4章 望ましい将来像を実現するための施策の展開

【自然環境】基本方針1

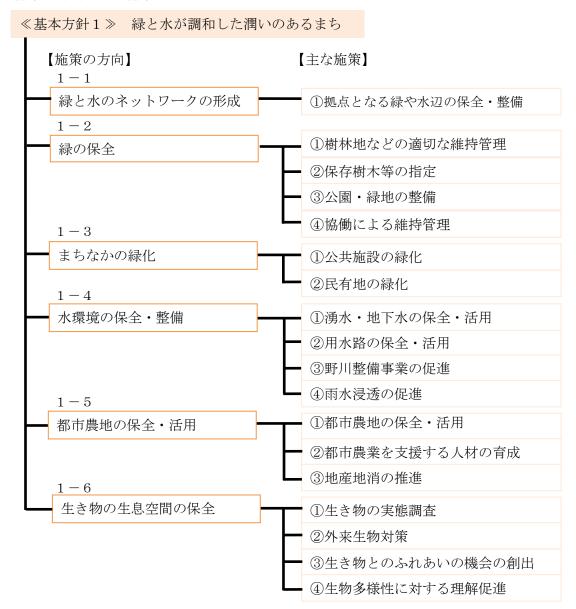
緑と水が調和した潤いのあるまち

市は、国分寺崖線、樹林地、都市農地や屋敷林、お鷹の道・真姿の池湧水群、野川及び姿見の池など、緑と水の潤う住宅都市です。

これらの緑と水は、生き物にとって貴重な生息・生育空間であり、私たちに 心の安らぎを与えるとともに、農地や樹林地などの緑は地下水の涵養、大気の 浄化など多面的な機能を有しています。

こうした緑や水の恵みを将来にわたって享受できるよう,緑の保全・創出,水環境の保全に努めていきます。

■施策の方向・主な施策



1-1 緑と水のネットワークの形成

■施策の考え方

かつては見渡すかぎり「武蔵野」の緑(林と畑)が広がっていた市も、いまでは都市化 の進展に伴って、樹林地や農地がひとつ、またひとつと消えてゆき、緑と実生活のつなが りが断たれ、緑の寸断化が進んでいるのが実情です。

昭和 63 年には 430.85 ヘクタールあった市内の緑被地は、平成 10 年に 344.93 ヘクタール、平成 20 年に 297.05 ヘクタールと減少の一途をたどっており、良好な自然環境を保持するには課題があります。

生物の生息空間の確保のため、樹林地や公園、宅地内の緑を河川や道路沿いの緑でつないで、緑と水のネットワークづくりを進めます。



国分寺崖線



西恋ヶ窪緑地



お鷹の道・真姿の池湧水群



姿見の池

■主な施策

① 拠点となる緑や水辺の保全・整備

国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地,お鷹の道・真姿の池湧水群,姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。

また、国3・2・8号線*や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。

■具体的な施策(例)

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市
① 拠点となる緑や水辺の保全・整備			
● 拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理	0	0	0
● 都市計画道路などの整備に合わせた緑の創出			0

1-2 緑の保全

■施策の考え方

雑木林は、一般的に昭和 30 年代まで薪や炭の材料やたい肥の原料である落ち葉を得る場所でした。しかし、昭和 63 年には 104.86 ヘクタールあった市内の樹林地は、都市開発によって平成 20 年には 77.70 ヘクタールまで減少しています。

緑豊かな樹林地を維持するために、今ある雑木林、保存樹林地などの緑を大切に保全します。樹林地については、市民が憩い、遊び、体験学習ができる場とし、剪定枝などをたい肥として利用するなど、資源の循環、活用を図ります。

また,市民が暮らしやすい環境を整えるため,生き物の生息空間の確保や防災,地域の 交流促進などを意図した公園づくりを進めます。

こうした緑の保全にあたっては、市民とともに研究、検討しながら、協働による維持管理、整備を進めます。

■主な施策

① 樹林地などの適切な維持管理

市内の公有化した樹林地や,街路樹などの緑は,防犯面や景観面等から,適切に維持管理を行います。

保存指定樹林地*については、所有者に適切な維持管理の協力を依頼します。

② 保存樹木*等の指定

既存の保存樹木・保存樹林地については、引き続き「国分寺市の緑の保護と推進に 関する条例*」に基づき継続指定します。

また, 市内に残る貴重な樹木については, 所有者の同意を得ながら, 保存樹木の追加指定を行います。

③ 公園・緑地の整備

国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や,都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。

また,一定規模以上の開発事業については,「国分寺市まちづくり条例*」に基づき,子どもの遊び場,地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。

④ 協働による維持管理

エックス山等市民協議会(25ページコラム参照)による維持管理作業,地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業*」など,市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。

■具体的な施策(例)

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市
① 樹林地などの適切な維持管理			
● 樹林地や街路樹などの緑の適切な維持管理	0	0	0
② 保存樹木等の指定			
保存樹木・保存樹林地の指定	0	0	0
③ 公園・緑地の整備			
● 歴史公園の整備	0		0
● 開発事業に伴う身近な公園の整備の促進		0	0
都市計画公園・都市計画緑地の整備			0
④ 協働による維持管理	_	_	
● 協働による緑の維持管理	0	0	0



[コラム] エックス山等市民協議会

くエックス山>

西恋ヶ窪緑地の通称

エックス山等の整備計画・利用方法・管理運営・施設整備・維持管理運営等に関する整備方針の具体化を進める活動を行っています。

名で、清掃センターと都市計画道路 $3\cdot 4\cdot 6$ 号線に挟まれた約 1 万㎡の樹林地のことを言います。かつては緑地が西側にも広がっていて、その中を通る小道が X 状に交差していたことから「エックス山」と呼ばれるようになったと言われています。

<エックス山等市民協議会>

正式名称は「通称エックス山等整備 方針の検討に関する市民協議会」です。 平成17年6月22日に市と協定書を締結し、エックス山等の整備計画・利用 方法・管理運営・施設整備・維持管理 運営等に関する整備方針の具体化を進 める活動を行っています。



定例会議の様子

1-3 まちなかの緑化

■施策の考え方

一般住宅や公共施設及び企業用地の緑化や屋上緑化など、地域に根ざした植物による緑化を推進します。

学校においては、校庭芝生化やビオトープ*整備などを通して子どもたちが緑や自然への理解を深める機会を広げていきます。

■主な施策

① 公共施設の緑化

市庁舎や公民館などの公共施設はまちなかの拠点施設であり、こうした施設においては、草花や樹木などの植栽、屋上緑化や壁面緑化を進めるとともに、小中学校においては校庭芝生化やビオトープ整備など、公共施設の緑化の検討を進めます。

② 民有地の緑化

緑豊かなまちを形成するためには、樹林地や都市農地などのほかに、新たな緑の創 出が必要となります。

既存の住宅地では、防災面や景観面などから生垣造成を促進するため、「生垣造成補助金交付制度*」に基づき、その費用の一部を助成し、沿道緑化を図ります。

また、開発事業については、「国分寺市まちづくり条例*」に基づき、開発区域内の 緑化を指導し、良質な緑の創出を促進します。

その他,「市の花(さつき)」や国分寺ブランドの植木など緑に関する情報は,ホームページなどで普及啓発を行います。

■具体的な施策(例)

主な施策・具体的施策		市民	事業者等	市		
1	公共施設の緑化					
	● 庁舎や学校などの公共施設の緑化			0		
② 民有地の緑化						
	● 生垣緑化の促進	0		0		
	● 開発事業に伴う緑化の指導	0	0	0		
	● 「市の花」などの普及啓発	0	0	0		



[コラム] まちなかの緑

<緑のカーテン>

日当たりのよい窓辺や外壁にゴーヤなどのつる性植物を育てて緑のカーテンを作ることは、強い日差しの遮断、室温上昇の防止、エアコンの使用時間の減少につながり、省エネルギーおよび地球温暖化防止にも役立ちます。市内の公共施設や小中学校などで取組が進められています。



<市の花(さつき)>

昭和 46 年1月1日に制定した市の 花「さつき」は、種類も多く、花が美 しいことから、庭木として愛用されて います。



<市の木(けやき)>

昭和 46 年1月1日に制定した市の 木「けやき」は、実用をかねた屋敷林 として昔から愛され、小中学校のシン ボルマークにもなっています。



1-4 水環境の保全・整備

■施策の考え方

国の「名水百選」に選ばれている「お鷹の道・真姿の池湧水群」をはじめとする国分寺 崖線から湧出する大切な地下水については、将来にわたって保全するため、雨水浸透の推 進による湧水涵養源の拡大を図ります。

市の大半を占める武蔵野台地は、かつて水の乏しい土地でしたが、玉川上水の開削により、国分寺村分水(恋ヶ窪用水)を皮切りに、野中新田分水、中藤新田分水など用水路網が整備され、新田開発が進みました。しかし、昭和30年代までは清流の面影をとどめていた用水路も、昭和40年代になると、砂川用水など一部を除き通水を停止、荒廃が進みました。残された用水路(跡)の調査を実施し、立地条件の整理、整備可能性の検討などを行い、可能性の残された用水路については、豊かな水辺環境としての復元を検討します。

野川は市内唯一の河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境であり、親水性も乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。水害から市民の安全を守り、緑と水のネットワーク形成上の重要な軸として、多様な生き物が生息できる、人と自然がふれあえる水辺環境を復元していきます。

■主な施策

① 湧水・地下水の保全・活用

湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに、お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地、姿見の池を親水空間として活用し、地域資源として PRします。

また, 湧水や地下水の水量, 水質に関するモニタリングを実施します。

② 用水路の保全・活用

砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については、適切な維持管理を行うとともに、 親水性に配慮した整備を検討します。

③ 野川整備事業の促進

治水対策、親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備、さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め、野川整備事業を促進します。

また、東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら、野川マップの作成など を通じて、野川が市民にとって親しみある川となるよう普及啓発を行います。

④ 雨水浸透の促進

地下水の涵養を図るため,道路の新設や改修においては,歩道の透水性舗装*などを 推進します。

また、公共施設では雨水浸透施設*の設置を進めるとともに、開発事業の設置義務を除き、民有地では雨水浸透施設の設置協力を依頼します。

■具体的な施策(例)

主な施策・具体的施策		事業者等	市			
① 湧水・地下水の保全・活用						
● 湧水や地下水の保全・活用			0			
② 用水路の保全・活用						
● 用水路の保全・活用			0			
③ 野川整備事業の促進						
● 東京都への早期整備に向けた要望・協議			0			
● 野川流域の自治体等の活動による普及啓発	ě O	0	0			
④ 雨水浸透の促進						
● 公共施設における雨水浸透施設などの推済	進		0			
● 民有地における雨水浸透施設の促進	0	0	0			

1-5 都市農地の保全・活用

■施策の考え方

農地の面積は市内の約14%(平成24年現在)占めており、市域の西部(府中街道以西)に多く残されていますが、宅地化によって農地の分断・減少が進んでいます。昭和59年に256へクタールあった農地は約4割が失われ、平成24年には、159.5へクタールとなっています。

地域の緑である農地を守るとともに、援農や農業体験を通じて農への理解を深めるふれ あい・交流を図ります。

また,市内産農畜産物の利用や地産地消を広めていくことで,環境への負荷の少ない生活を促進するとともに,農業経営や後継者づくりを支援し,農業を維持できる環境づくりを進めます。

学校においては、給食などへの市内産農産物の活用などにより、子どもたちに安全でおいしい給食を提供します。

■主な施策

① 都市農地の保全・活用

都市農地の保全として、生産緑地地区*への追加指定を行います。 また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園* の整備や農ウォーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。

② 都市農業を支援する人材の育成

市民農業大学、援農ボランティア*制度の推進により、都市農業を支援する人材を育成し、農業従事者へ派遣することによって農業経営の支援を進めます。

③ 地産地消の推進

地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面で の環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市 や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めま す。

また、国分寺ブランドの育成・PRにより都市農業の振興を図ります。

■具体的な施策(例)

主な施策・具体的施策		市民	事業者等	市		
1	都市農地の保全・活用					
	● 生産緑地地区の追加指定	0		0		
	● 農業体験の機会の提供	0	0	0		
2	都市農業を支援する人材の育成					
	● 援農ボランティア制度の推進	0	0	0		
③ 地産地消の推進						
	● 給食食材への市内産農産物の活用			0		
	● 朝市・農業祭などのイベントの開催	0	0	0		
	● 直売所設置の支援	0	0	0		
	■ 国分寺ブランドの育成・PR	0	0	0		

[コラム] 農ウォーク

市民が都市農業・農業者と触れ合い 交流することを目的に、平成16年から 「農ウォーク(国分寺市農業委員会・ JA東京むさし国分寺地区・国分寺市都 市農政推進協議会の共催)」を実施して います。市内の農地を、農業者の説明 を楽しみながら巡るとともに、野菜の 収穫体験や、参加者と地元農業者によ る懇談会など、国分寺の農業を見て・ 聞いて・体験することができます。



農ウォークを楽しむ参加者



1-6 生き物の生息空間の保全

■施策の考え方

市民・事業者・市の協力体制をつくるなどして、地域の動植物の現況を調査、把握し、 その結果を踏まえて、緑と水のネットワーク、緑の拠点等生息空間の量の確保、野川の整 備など、生息空間の改善により生物多様性の確保を進めます。

また、地域の自然にあった生態系を取り戻すため、外来種の動植物を持ち込んだり、放流したりすることがないよう市民への啓発を図ります。

さらに、自然や生き物とのふれあいの機会や情報提供を通じ、生物多様性に対する理解 促進を図ります。

■主な施策

① 生き物の実態調査の実施

多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物*となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。

② 外来生物*対策

外来生物の繁殖が既存の生態系に影響を与えることから,外来生物の放棄禁止の看 板設置などの普及啓発を行い,地域内の在来生物を保全します。

③ 生き物とのふれあいの機会の創出

夏休み子ども自然教室をはじめ、自然観察会や体験活動などのイベントを開催し、 生き物とふれあう機会を創出します。

④ 生物多様性に対する理解促進

生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、 身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入に関する情報の提供 などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市
① 生き物の実態調査の実施			
● 市内の動植物調査の実施	0	0	0
② 外来生物対策			
● 外来生物の放棄禁止の普及啓発	0	0	0
③ 生き物とのふれあいの機会の創出			
● 観察会などのイベント開催	0	0	0
④ 生物多様性に対する理解促進			
● 生物多様性の普及啓発	0	0	0

【生活環境】基本方針2

安全・安心に暮らせるまち

私たちは、日常生活や事業活動などにおいて、身近な生活環境から地球環境 まで、環境負荷を与えて暮らしています。

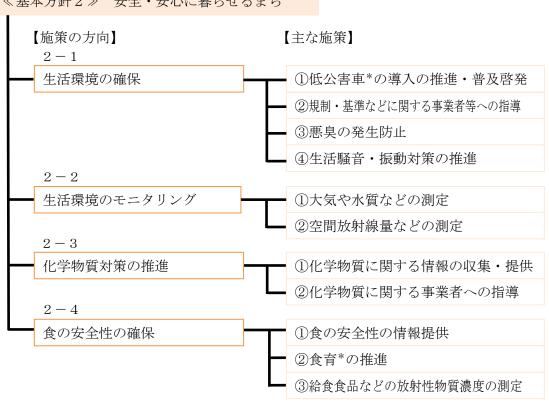
私たちの身の回りには多種多様の化学物質が存在し、その中には環境に影響 を及ぼす有害化学物質*が存在します。

また、東日本大震災における放射性物質の拡散によって、身近な生活環境、 食の安全性に対する関心が高まっています。

こうしたことから、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの公害の防止、放 射能対策の実施、食の安全性の確保など、安全・安心に暮らせる生活環境を確 保していきます。

■施策の方向・主な施策

≪基本方針2≫ 安全・安心に暮らせるまち





低公害車(庁用車)



空間放射線量の測定

2-1 生活環境の確保

■施策の考え方

主要幹線道路7地点における大気,騒音・振動に関する調査において,大気は全地点で環境基準を満足し,騒音は一部環境基準を超過していますが,要請限度は全地点で満足しています。振動については,全地点で要請限度を満足しています(振動には環境基準はありません。)。

悪臭の発生や廃棄物等の焼却行為によるダイオキシン類*の発生などに指導を行っていきます。

建設作業に伴う騒音・振動・石綿などの対策としては、法令に基づく指導を行うととも に、事業者の法令遵守を促進します。

■主な施策

① 低公害車の導入の推進・普及啓発

庁用車の低公害車の導入を推進するとともに、市民や事業者等への低公害車に関する情報提供などの普及啓発を行います。

② 規制・基準などに関する事業者等への指導

騒音規制法や振動規制法,水質汚濁防止法,東京都環境確保条例などの関係法令に 基づき,工場・指定作業場*及び特定建設作業*などの事業者等に対して指導を行いま す。

また、市報などを通じて、下水道の適正利用に関する普及啓発を進めます。

③ 悪臭の発生防止

工場,飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して,換気設備等の設置及び維持 管理などの指導を行います。

また、東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を行います。

④ 生活騒音・振動対策の推進

生活騒音・振動に関する相談に対して,必要に応じて現地調査を実施し,規制基準 を超過する場合は,発生源者に対する指導を行います。

	主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市
1	低公害車の導入の推進・普及啓発			
	● 庁用車の低公害車導入の推進			0
	● 低公害車導入の普及啓発	0	0	0
2	規制・基準などに関する事業者等への指導			
	● 工場・指定作業場・特定建設作業場等への指導	0	0	0
	● 下水道の適正利用の普及啓発	0	0	0
3	悪臭の発生防止			
	● 悪臭の発生源者への指導	0	0	0
4	生活騒音・振動対策の推進			
	● 生活騒音・振動に関する調査・指導	0	0	0

2-2 生活環境のモニタリング

■施策の考え方

市民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、大気、水質などの測定、各種調査を実施しています。大気などのモニタリングを継続し、化学物質対策を進めていく必要があります。 また、市民の健康と安全を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、空間放射線量、放射性物質濃度の測定、適切な情報提供などに取り組んでいきます。

■主な施策

① 大気や水質などの測定

大気, 水質, 騒音・振動, ダイオキシン類 (大気・土壌) やごみ焼却施設における 排ガスなどについて継続的に測定し, 環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた 対応を行います。

② 空間放射線量などの測定

東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に 関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測 定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都な どの関係機関との連携・調整等の対応を行います。

また,市民に対しては,空間放射線量測定機器の貸出のほか,公共施設における空間放射線量測定結果の公表など,迅速な情報提供を行います。

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市	
①大気や水質などの測定				
● 大気, 水質, 騒音・振動, ダイオキシン類 (大気・ 土壌) の測定			Ο	
● ごみ焼却施設における排ガス、ダイオキシン類など の測定			0	
②空間放射線量などの測定				
● 空間放射線量などの測定	0		0	

2-3 化学物質対策の推進

■施策の考え方

多種多様な「化学物質」によって私たちの生活や事業活動が支えられていますが、使用 法を誤ると健康や安全に影響を及ぼす恐れがあります。目的に添った使用法を守り、化学 物質の適正な使用、利用を行うことが必要です。東京都では「化学物質の子どもガイドラ イン*」に沿った対応を進めています。

市は関係する法律及び条例を運用して、有害な恐れのある化学物質については、その排 出量を把握し、適正な管理を促進します。

■主な施策

① 化学物質に関する情報の収集・提供

化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。 また、合成洗剤*や農薬などについては、過度の使用を控えるなどの普及啓発を行います。

② 化学物質に関する事業者への指導

東京都環境確保条例に基づき、対象事業者の届出により化学物質に関する使用量を 把握するとともに、必要に応じて化学物質の適正な管理を指導します。

■具体的な施策(例)

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市
① 化学物質に関する情報の収集・提供			
● 化学物質に関する情報の収集・提供	0	0	0
② 化学物質に関する事業者への指導			
● 化学物質の適正な管理の指導		0	0

S

[コラム] 化学物質による健康や動植物への影響

化学物質には、私たちの生活に便利な性質もありますが、間違った使い方をしたり 適切な処理をしないで環境中に捨てたりすると、私たちの健康や動植物に悪い影響を 及ぼす恐れがあります。 出典:「わたしたちの生活と化学物質」環境省ホームページ



自動車の排出がスには、ベンゼンなど有害な物質がふくまれています。ベンゼンには、がんになる可能性を高める性質があるといわれています。



さっちゅうざい 殺虫剤

製造剤を部屋の甲で使ったあと空気を入れかえないと、のどや肺などの呼吸器や自を刺激したり、一頭 が痛くなったりすることがあります。



せんざい **注 文**II

洗剤などをふくむ排水をそのまま川に満すと、状に すむ生物に悪い影響をあたえてしまうことがあり ます。



きりょう

塗料や塗料うすめ液はにおいがあり、長い時間そのまま吸い続けると頭が痛くなったり気分が悪くなったり気力が悪くなったりすることがあります。



2-4 食の安全性の確保

■施策の考え方

豊富な食料を享受している現代の消費者は、一方では生産の現場から離れ、食べる直前の状態しか見えず、その背景にあるものが分かりにくくなっています。世界各地から食材が集められたり、季節はずれの生産に大量のエネルギーが投入されたり、外食や加工食品の利用が増えるなどして、画一的な食事になっている傾向があるなど、食を取り巻く問題は少なくありません。

市では、都市農業が営まれ、生産の現場を間近に見ることができます。環境への負荷の 少ない、国分寺ならではの豊かな食生活の普及を図ります。

このため、農薬の過度の使用や放射性物質などに対する不安軽減と、安全で健康的な食生活のために情報を提供します。

また,給食(市立保育園・市立小中学校)への市内産農産物の活用を進め,消費者を対象とした食に関する講座を開催するなど,食育の取組を進めていきます。

■主な施策

① 食の安全性の情報提供

食の安全性について、国や東京都などの関係機関などから情報を収集するとともに、 市民などに対して、情報提供を行います。

② 食育の推進

食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。

③ 給食食品などの放射性物質濃度の測定

市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物等の放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。

■具体的な施策(例)

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市
① 食の安全性の情報提供			
● 食に関する情報提供	0	0	0
② 食育の推進			
● 食育に関する講座・体験の提供、普及啓発	0	0	0
③ 給食食品などの放射性物質濃度の測定			
● 給食食品などの放射性物質濃度の測定			0

D

[コラム] 食育

食育とは、農作物の栽培や収穫を手伝ったり、家庭や地域の人から料理の仕方を学んだりするなど、食に関するさまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることです。

市では、給食(市立保育園・市立小中学校)への市内産農産物の活用を進める とともに、消費者を対象とした食に関する講座を開催するなど、食育の取組を進 めています。

【都市環境】基本方針3

環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち

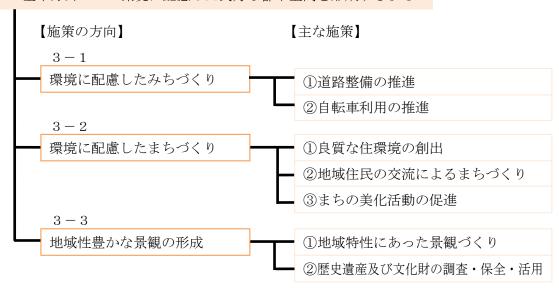
都市計画道路の整備や、交差点改良、歩道のバリアフリー*化などの道路整備、 自転車利用の推進に向けた環境整備等を行い、環境に配慮したみちづくりを進め ていきます。

また、良質な住環境の創出をはじめ、地域の交流により、防災まちづくりの推進、ポイ捨てや不法投棄の防止活動、市内一斉清掃活動などまちの美化活動を促進することで、環境に配慮したまちづくりを進めていきます。

さらに、国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史遺産及び文化財を保全・活用する とともに、景観まちづくりの普及啓発など、国分寺らしい景観づくりを進めてい きます。

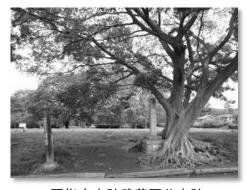
■施策の方向・主な施策

≪基本方針3≫ 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち





バリアフリー化を行った 歩道(市道幹4号線)



国指定史跡武蔵国分寺跡

3-1 環境に配慮したみちづくり

■施策の考え方

市民意向調査の結果から「歩行者、自転車のための安全性」に対する市民満足度が低く、道路の拡幅や歩道の確保、沿道緑化などによる安全で環境に配慮した道路整備が求められています。

歩行者が安心して歩けるよう, バリアフリーに配慮した歩道を整備し, 安全な歩行空間 づくりを進めます。

地球温暖化防止や排気ガスの削減のためにも自転車利用を促進していきます。自転車利用者や歩行者の安全を確保するため、自転車駐車場などの環境整備を行うとともに、自転車の運転マナーの向上やルールづくりに取り組んでいきます。

■主な施策

① 道路整備の推進

交通渋滞の解消や防災機能の向上などを図るため、都市計画道路の整備や、道路の拡幅、交差点改良、また、安全で快適かつ環境に配慮した歩道のバリアフリー化・透水性舗装などの道路整備を進めます。

② 自転車利用の推進

自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市		
①道路整備の推進					
● 都市計画道路の整備			0		
● 道路の拡幅,交差点改良などの道路整備			0		
②自転車利用の推進	②自転車利用の推進				
● 自転車駐車場の整備			0		
● 自転車利用の促進の普及啓発	0	0	0		

3-2 環境に配慮したまちづくり

■施策の考え方

自然の豊かさを享受しながら、地域社会の中で人と人のコミュニケーションが十分にあり、助け合いの心を育む、安全で、安心して暮らせるまちづくりが求められています。このため、良好な住環境を創出し、災害に強いまちの形成を促進し、自治会・町内会などの地域社会の活性化を進めるような地域住民の交流によるまちづくりを進めます。また、人とのふれあいやつながりを育んでいくためにも、市民や事業者等によるまちの美化活動を促進します。

■主な施策

① 良質な住環境の創出

建築物の高さ基準、開発区域面積に応じた敷地内の緑化・空地、雨水浸透施設の設置など、まちづくり条例による開発・建築の規制・誘導を進め、良質な住環境を創出します。また、環境改善の観点から、空き地及び空き屋対策に取組みます。

② 地域住民の交流によるまちづくり

地域の防災力を高めるため、地域住民が主体となった防災まちづくり推進地区*の取組などを支援し、市民と市が協働して、災害に強いまちづくりを進めます。

また、むかしの井戸*での井戸端会議*や地域・団体交流会*などにおいて、地域の課題を話し合う機会を創出するなど、地域住民の交流によるまちづくりを促進します。

③ まちの美化活動の促進

ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発活動を行うとともに、不法投棄防止のパトロール、市内一斉清掃活動の実施など、市民や事業者等のまちの美化活動を促進します。路上の放置自転車や違法看板を撤去し、歩行者などの円滑な通行を確保します。

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市		
① 良質な住環境の創出					
● 開発事業・建築協定・まちづくりに係る助言・指導			0		
② 地域住民の交流によるまちづくり					
● 防災まちづくりの推進	0	0	0		
● 地域会議の促進	0	0	0		
③ まちの美化活動の促進					
● ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発活動,不法投棄防止のパトロール	0	0	0		
● 市内一斉清掃活動	0	0	0		
● 放置自転車などの撤去による円滑な通行の確保	0	0	0		

3-3 地域性豊かな景観の形成

■施策の考え方

市は、武蔵野段丘と立川段丘にはさまれた国分寺崖線を有する地形・条件を備え、古くから豊富な湧水に恵まれていました。人々が生活し、自然と密接に関わった暮らしと文化が、長い歴史の中で育まれています。また、歴史・文化に恵まれ、史跡武蔵国分寺跡や用水路、屋敷林などの歴史遺産が残されています。

現在は、都市化などの進展に伴い、伝統的な暮らしや文化が縁遠くなっていますが、これまで先人が残してきた自然と歴史・文化に目を向け、維持・活用を図ります。

史跡武蔵国分寺跡を歴史公園として整備するほか、新田開発の歴史的景観の保存などを 検討して、市内の歴史遺産を将来にわたって継承していきます。

■主な施策

① 地域特性にあった景観づくり

「国分寺市景観まちづくり指針*」の普及啓発により、自然や歴史的景観、まち並み 景観などに対する市民や事業者等への関心を高めます。

また,建築物の高さや意匠,緑化などのルールを定めた地区計画の策定や建築協定の締結など,地域住民との協働によるまちづくりを進めます。

② 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用

国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備、新たな文化財調査などにより、市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。

また,文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催,観光マップなどの広報活動の充実などにより,文化財とのふれあいを推進するとともに,活用を進めます。

■具体的な施策(例)

	主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市
1	地域特性にあった景観づくり			
	● 景観まちづくり指針の普及啓発	0	0	0
2	② 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用			
	● 史跡指定地の公有化・歴史公園の整備	0		0
	● 新たな文化財調査の実施			0
	● 歴史遺産及び文化財とのふれあいの推進	0	0	0
	● 歴史遺産及び文化財に関する広報活動の充実	0	0	0

[コラム] 文化財愛護ボランティア

地域社会の人々が協働して文化財保護を推進することを目的に,史跡武蔵国分寺跡の発掘調査や史跡ガイド,縄文土器作り,文化財調査・普及に携わるボランティアの育成に向けて,養成講座を開催しています。

平成25年3月1日現在,87名の方が文化財愛護ボランティアとして活躍しています。



文化財愛護ボランティア 養成講座の様子

【地球環境】基本方針4

資源が循環し, エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち

地球温暖化対策,エネルギーの有効利用として,市が率先して環境配慮行動に取り組むとともに,公共施設の省エネルギー化,太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入,創エネルギーの推進を図ります。市民を対象とした住宅用太陽光発電等の設置費用の助成,環境家計簿の普及拡大,事業者を対象とした省エネルギーに関する情報提供,アドバイザーの派遣などを行うことで地球温暖化対策を進めます。

また、市域を対象にエネルギーのあり方など総合的な地球温暖化対策の計画の検討を進めます。

資源の循環として、生ごみのたい肥化、ごみ焼却灰の再資源化、資源物の集団回収の推奨など、市民、事業者等、市が一体となって、ごみの発生抑制や、ごみの減量化・資源化を推進し、ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量の一層の削減とともに、持続可能な循環型社会の構築を目指していきます。

■施策の方向・主な施策

≪基本方針4≫ 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち 【施策の方向】 【主な施策】 4 - 1地球温暖化対策の推進 ①地球温暖化対策の計画的な推進 ②地球温暖化への適応 4 - 2省エネルギー・省資源の促進 ①省エネルギー・省資源行動の促進 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 ①再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 4 - 4ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進 ①ごみの発生抑制 ②ごみの減量化・資源化の推進 ③ごみ減量や分別などの普及啓発



第四小学校屋上の太陽光発電



せん定枝のたい肥づくり

4-1 地球温暖化対策の推進

■施策の考え方

地域全体でエネルギーや二酸化炭素 (CO₂) を抑制するためには、節電・省エネルギーの推進にくわえ、住宅・建築物や都市、交通などをエネルギーや CO₂ 排出の少ないものへと変えていくまちづくりが求められています。

市内の二酸化炭素 (CO₂) 排出量の排出抑制に向けて、家庭や事業者等による省エネルギーの取組の推進、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を促進するため、地球温暖化対策の計画を策定し、削減目標の達成を目指して取組みます。

また,地球温暖化に関する啓発資料を利用し,環境教育・学習が学校,社会及び家庭など多様な場で行えるようにします。

■主な施策

① 地球温暖化対策の計画的な推進

市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」(市役所版)に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入*の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。

また,地域のエネルギーの方向性などを含め,市域を対象とした総合的な地球温暖 化対策実行計画(市域版)策定の検討を進めます。

さらに, 市報などを通じて, 市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進, エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。

② 地球温暖化への適応

近年,地球温暖化の影響と見られる猛暑などによって,熱中症が増加しています。 こうした気候変動の予測や,熱中症の増加など懸念される影響について情報を収集するとともに,市民や事業者等には,夏期の打ち水の推奨や公共施設でクールシェア* を行うなど,熱中症の予防策について普及啓発を進めます。

■具体的な施策(例)

	主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市	
① 地球温暖化対策の計画的な推進					
	地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進			0	
	● 地球温暖化対策実行計画(市域版)の検討			0	
	● 地球温暖化防止の普及啓発	0	0	0	
2	② 地球温暖化への適応				
	● 熱中症予防などの普及啓発	0	0	0	



[コラム] **エコドライブ**

家庭や職場などで自動車を運転する際は、地球にやさしい「エコドライブ」を 心がけましょう。

<エコドライブのすすめ>

- ○ふんわりアクセル「eスタート」
- ○車間距離にゆとりをもって、加減・減速の少ない運転
- ○減速時は早めにアクセルを離そう
- ○エアコン使用は適切に
- ○無駄なアイドリングはやめよう
- ○渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ○タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ○不要な荷物は積まずに走行
- ○走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ○自分の燃費を把握しよう

資料:エコドライブ普及推進協議会 ホームページ

4-2 省エネルギー・省資源の促進

■施策の考え方

省エネルギー・省資源を促進するために、環境家計簿の普及を通じてエネルギーの効率 的な利用や節電などに対する意識の向上を図ります。

■主な施策

① 省エネルギー・省資源行動の促進

家庭におけるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量を月1回記録することで、省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに、市報やホームページなどを通じて、家庭や事業所等における具体的な節電対策、省エネルギー機器に関する情報など、省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市
① 省エネルギー・省資源行動の促進			
● 環境家計簿の普及拡大	0		0
● 省エネルギー・省資源に関する情報提供	0	0	0

4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

■施策の考え方

二酸化炭素 (CO_2) の排出が少なく,災害時のエネルギー供給の確保にも役立つ分散型エネルギーを普及するため,太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入,創エネルギーの推進を図ります。

■主な施策

① 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。 家庭においては、太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器*などの設置 費用の一部を助成することで、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し、 エネルギーの有効利用、地球温暖化対策を行います。

■具体的な施策(例)

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市
① 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進			
● 公共施設における再生可能エネルギーの導入・創エ ネルギーの推進			0
● 家庭における再生可能エネルギーの導入・創エネル ギーの促進	0		0

S

[コラム] 環境家計簿

毎月1回,家庭で使用されたエネルギー量(電気・ガスなど)を,二酸化炭素の排出量に換算して記録することで省エネルギーの意識を高めるものです。こまめな消灯など省エネルギーに心がけた生活(エコライフ)を実践することで,エネルギーの削減,二酸化炭素排出量を確認することができ,また,家計の節約にもつながります。



[コラム] 家庭でできる省エネ行動

二酸化炭素(CO_2)の排出量を削減し、地球温暖化の防止を目指すため、家庭でできる省エネ行動を紹介します。ぜひ、チャレンジしてみてください。

リビング

kWh (キロワットアワー) 1時間に消費した電力量のことです。

●夏の冷房時の室温の目安を28℃にする

→ 年間で 電気 30.24 kWh の省エネルギー CO₂削減量 10.6kg 節約金額 約 670円



キッチン

●冷蔵庫の庫内は物を詰め込み過ぎないように整理整頓に気を付ける

→ 年間で 電気 43.84kWh の省エネルギー CO₂削減量 15.3kg 節約金額 約 960 円



浴室・洗面

●シャワーはお湯を流したままにしないように気を付ける

→ 年間で ガス 12.78m³の省エネルギー 水道 4.38m³の省エネルギー CO₂削減量 29.1kg 節約金額 約 2,760 円



重

●アイドリングストップを心がける

→ 年間で ガソリン 17.33 リットルの省エネルギー CO₂削減量 40.2kg 節約金額 約2,460円



その他

●電気製品は、使わないときはコンセントからプラグを抜き、

待機時消費電力を少なくする

家庭で消費する電力のうち、年間6%が待機時消費電力です。待機時消費電力を減らすと、電気の省エネルギーにつながります。



資料:(財)省エネルギーセンター家庭の省エネ大事典(2012年版)

※ CO₂削減量や節約金額は電力の CO₂排出係数などによって変化するので、目安として考えてください。

4-4 ごみの発生抑制. 減量化・資源化の推進

■施策の考え方

ごみ減量・資源化の市民意識の向上や、戸別収集及び有料化(もやせるごみ・もやせな いごみ)の実施により、家庭系ごみの1人1日あたりの排出量は、年々減少しています。 しかし、未だにもやせるごみに資源物が混入されていることから、最終処分場の延命化、 市焼却施設の延命利用を図るためにも、ごみの減量化・資源化を推進する必要があります。 国分寺市一般廃棄物処理基本計画に基づく、ごみ減量化・資源化行動実施計画(アクシ ョンプラン)に減量化・資源化の目標数値を設定し、市民生活、事業活動等の各段階にお いて、ごみの発生そのものが少ない社会を目指し、ごみが発生したとしても資源・エネル

ギーとして利用できる資源循環型のまちづくりへの転換を市民・事業者等・市が一体とな って推進していきます。

また、資源の有効利用、ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量の削減の観点から、広く市民 や学校、事業者等へごみ減量に関する情報提供と啓発を行います。

■主な施策

① ごみの発生抑制

リデュース(ごみになる物をつくらない、買わない)リユース、(物を捨てずに人に 譲ったり、繰り返し使う)の促進による発生抑制を図ります。

レジ袋削減などに積極的に取り組むリサイクル推進協力店制度*の推進のほか, 市報 等を通じて、ごみの排出抑制を重視した暮らしに関する普及啓発を進めます。

② ごみの減量化・資源化の推進

家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進、給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類の たい肥化、リサイクル家具の販売、陶磁器、小型家電、金物類やごみ焼却灰の再資源 化*,清掃指導員による分別指導などのほかに、多摩地域各市の先行事例の分析・研究 を行い、ごみの減量化・再資源化を推進することによって、資源の循環、ごみ焼却に 伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。

③ ごみ減量や分別などの普及啓発

ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布、協働による分別体験説明会・イベント の開催, 資源物の集団回収*の推奨, リーフレットの作成や市報などを通じて, ごみ減 量や分別に関する普及啓発を進めます。

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市			
① ごみの発生抑制						
● リサイクル推進協力店制度の推進		0	0			
● ごみの排出抑制の普及啓発	0	0	0			
② ごみの減量化・資源化の推進						
● 生ごみ処理機器購入助成の普及促進	0	0	0			
● 給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化	0	0	0			
● ごみの減量化・資源化の推進	0	0	0			
● 分別の指導・普及啓発	0	0	0			
③ ごみ減量や分別などの普及啓発						
● ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布	0	0	0			
● 分別体験説明会,イベントの開催	0	0	0			
● ごみ減量や分別などの普及啓発	0	0	0			

【環境教育・環境学習】基本方針5

地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

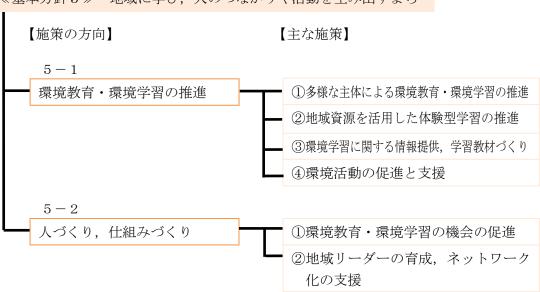
環境負荷の少ない持続可能な社会を次世代の子どもたちへ継承していくためには、市民、事業者等、市、それぞれが環境に対する意識を高め、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践していくことが重要です。

そのため、市民、学校、事業者等、市などの多様な主体が関わり、樹林地や文化財などの地域資源を活用した体験型学習を進めるとともに、環境活動の促進と支援、環境学習に関する情報提供などを行いながら、地域に根差した環境教育・環境学習を進めていきます。

また、地域づくりを担う人材の育成、仕組みづくりを支援することにより、地域での人のつながりを深め、市民、事業者等、市の協働による環境活動を推進していきます。

■施策の方向・主な施策

≪基本方針5≫ 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち





環境シンポジウム



ごみ分別・出し方の出前講座

5-1 環境教育・環境学習の推進

■施策の考え方

一人ひとりが地域に関心を持ち、学び、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践し、さまざまな課題の解決につなげていくような人づくりを進めます。家庭や事業所、地域で行われるまちづくり活動などの多様な機会で、市民、市民団体、事業者、学校、市などの協働により、環境教育・環境学習のための取組を促進します。

そのためには、環境教育・環境学習の拠点となる市内の学校、公民館、地域センターなどの連携を深めることにより、取組の総合化を図ります。

また、大人も子どもも身近な環境から「感じ、学び、行動する」ことが重要で、とりわけ成長過程にある子どもたちは、豊かな自然体験を通じて環境を感じる感性を育むことが大切です。そこで、市内の崖線緑地、樹林地、農地、湧水、水辺空間などの地域資源とそれに関わる地域の暮らし・文化をテーマとし、体験に根差した総合的な環境教育・環境学習を充実させていきます。

さらに、市のあらゆる事業について環境への配慮が求められることから、市職員は率先 して環境について学び、それを業務に活かしていきます。

■主な施策

① 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

小中学校,公民館,地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として,市民,事業者等,学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど,環境教育・環境学習を推進します。

また,市職員においては,環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。

② 地域資源を活用した体験型学習の推進

国分寺崖線や樹林地,都市農地,お鷹の道・真姿の池湧水群,史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら,生命の尊さ,自然の大切さ,環境保全等を学ぶ機会として,自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。

③ 環境学習に関する情報提供,学習教材づくり

環境に関するイベントや講座の開催、環境関連図書の設置、環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など、環境学習に関する情報提供を進めます。

また,市民や学校などと連携しながら,子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。

④ 環境活動の促進と支援

環境アドバイザー*の派遣,省エネセミナーなどを開催し,市民や事業者等の環境活動を促進するとともに,ホームページなどで市民等の環境保全活動を紹介するなど,その取組を支援します。

	主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市
1	多様な主体による環境教育・環境学習の推進			
	● 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	0	0	0
2	地域資源を活用した体験型学習の推進			
	● 緑地や水辺などにおける体験型学習の推進	0	0	0
3	環境学習に関する情報提供、学習教材づくり			
	● 環境学習に関する情報提供,学習教材づくり	0	0	0
4	④ 環境活動の促進と支援			
	● 環境アドバイザーの派遣やセミナーなどの開催	0	0	0
	● 市民や事業者等の環境活動の支援	0	0	0

5-2 人づくり、仕組みづくり

■施策の考え方

環境教育・学習の充実には、市民が自主的、自発的に学習を実践していく仕組みとともに、それを担う人材が必要になるため、環境学習を担う地域のリーダーの育成に努めます。また、環境教育・学習を担っている各団体などと連携してネットワークづくりを進めます。

■主な施策

① 環境教育・環境学習の機会の促進

環境に関する意見交換会の「環境ひろば」の活動、地域の課題を地域で考える「地域・団体交流会」の開催、地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など、市民、事業者等、市が協働して環境教育・環境学習を促進します。

② 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援

わんぱく学校などを通じて、人とのかかわりを大切にした豊かな地域づくりを担う 青少年地域リーダーの育成を進めるとともに、環境教育・環境学習に取り組んでいる 環境団体の連携、ネットワークづくりを支援します。

■具体的な施策(例)

主な施策・具体的施策	市民	事業者等	市
① 環境教育・環境学習の機会の促進			
● 環境ひろばなどの促進	0	0	0
② 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援			
● 青少年地域リーダーの育成	0		0
● 環境団体の活動の支援	0	0	0

[コラム] わんぱく学校

体験学習や仲間との交流をとおして、子どもたちの感受性・人間性を伸ばし、青少年リーダーとしての資質を育てることを目的として、わんぱく学校を開催しています。市内の小・中学生(小学校5年生から中学1年生)を対象に1年間を通して実施しています。

「連帯・創造・実践」の大きなテーマのもと他地域(他校)の子どもたちとの交流により、仲間(友だち)づくりを学び、普段経験することのできない体験学習を通じて、心の豊かな青少年を育てます。



わんぱく学校 ポスト清掃の様子

第5章 重点プロジェクト

望ましい将来像を実現するため、市民ワークショップによる提案、環境推進管理委員会の提言をもとに、9つの重点プロジェクトを設定しました。

重点プロジェクトは、環境基本計画を具体的に推進することを目的としており、第4章に示した主な施策、具体的な施策の中から、分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成しています。また、毎年度進ちょく状況を点検・評価し、進め方の見直しを行います。

重点プロジェクト

- ① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
- ② 地産地消の推進による都市農業の支援
- ③ 野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
- ④ 安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
- ⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進
- ⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用
- ⑦ 資源循環型のまちづくりの推進
- ⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進
- ⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進

自然環境

在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進

■取り組む背景・目的

国分寺市の地形的特徴である「国分寺崖線」を中心とした崖線緑地、樹林地、都市農地や屋敷林、お鷹の道・真姿の池湧水群、野川及び姿見の池などの国分寺の緑と水は、多様な動植物の生息域であると同時に、市民と自然との関係をつなぎ直してくれるかけがえのない存在です。都市化の進展にともなって寸断化が進んでいる、これらの緑地や水辺を有機的に連続させて緑と水のネットワーク化を進め、そこに息づいている生き物たちとの共存共生を図っていきます。

■取組内容

- 協働による動植物調査の実施により現状を把握します。
- 生き物にふれあう機会を増やすとともに、在来生物の種や生態系などの保全に向け て市内の農地や国分寺崖線などの緑の保全に取り組んでいきます。

市民	事業者等	市
 家のまわりの生き物を観察します。 敷地内にある自然の保全に努めます。 ペットの動物(鳥,魚,昆虫など)を自然の中に放しません。 崖線,公園などの身近な自然の管理や清掃に参加・協力します。 市や市民が実施する自然観察会などに参加します。 生物多様性に関する情報を提供します。 	 敷地内の緑化,壁面・屋上緑化などに努めます。 開発にあたっては,緑の保全に努めます。 崖線,公園などの身近な自然の管理や清掃に参加・協力します。 生物多様性に関する情報を提供します。 	・ 市内の動植物の現況を調査し、情報を公開します。 ・ 外来生物対策を実施します。 ・ 学校などにビオトープを整備して、、自然は、自然は、中心の多様な生き物が、中できる環境を保全・回復します。 ・ 生物多様性に関する情報を提供します。 ・ 現状の緑神の保全のための施策を進めます。

地産地消の推進による都市農業の支援

■取り組む背景・目的

農地は、新鮮で安全な野菜の供給基地であるばかりではなく、生き物の生息空間、雨水の保水、地下水の涵養、景観の形成、災害時の避難場所など、様々な機能を有しており、地域の貴重な緑となっています。

しかし、市域の西部(府中街道以西)に多くの農地が残されているものの、宅地化によって農地の分断・減少が進んでいます。昭和59年に256~クタールあった農地は約4割が失われ、平成24年には、159.5~クタールとなっています。

このような減少傾向の農地を守るためには、市内産農産物の利用を促進し、営農が続けられる状況を保つことが必要です。そのためには、市内産農産物の流通を促進し、農業に対する理解と関心を高めることが欠かせません。

このため、農地を担う都市農業を支援し、環境への負荷の少ない国分寺ならではの豊かな食生活の普及、農への参加を通じたふれあい・交流を広げます。

■取組内容

- 農業体験などを通じて都市農業への理解を促進します。
- 給食食材への市内産農産物の活用やイベント・直売所での販売などを通じた地産地 消の推進、農畜産物及び農畜産物の加工品の国分寺ブランドの創出・育成を推進し ます。

市民	事業者等	市
 ・地元で生産された農畜産物を進んで購入します。 ・市民農業大学などに参加し地域の農業を学びます。 ・援農ボランティアなどを通じて都市農業を支援します。 ・食の安全と農業への理解を深めます。 	 新鮮で安全な農畜産物を 地元に供給します。 環境に配慮した農業経営 をします。 インターネットなどを利用し て農業情報を発信します。 農業体験に協力します。 農地の保全に努めます。 地元で生産された農畜産 物を進んで購入します。 	 ・ 学童農園で農業に親しむ機会を増やします。 ・ 市民農業大学などで、援農ボランティアの育成に努めます。 ・ 収穫体験や農ウォークなど農業にふれあう機会を増やします。 ・ 地元で生産された農畜産物の販路の拡大など、農業経営を支援します。

野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用

■取り組む背景・目的

現在市内には、名水百選の一つに指定されている「お鷹の道・真姿の池湧水群」などの湧水や、市内の湧水を水源とし多摩川に合流する全長 20km ほどの一級河川である野川、玉川上水からの分水である砂川用水などの水辺があります。

水を取り巻く国分寺の近世の歴史を振り返ると、国分寺村分水(恋ヶ窪用水)をはじめ新田開発とともに整備された野中新田分水、中藤新田分水など用水路網は人々の暮らしに欠かせないものでした。これらの用水路も、昭和30年代までは清流の面影をとどめていましたが、昭和40年代になると、砂川用水など一部を除き通水を停止、荒廃が進みました。用水路は歴史遺産であり、適切に保存し、活用していくことが大切です。

また、野川は市内唯一の河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境であり、親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。野川や用水路は、親水化に向けた整備を進める必要があります。

国分寺の自然を特徴づけ、多様な生き物を育み、自然とのふれあいを提供し、歴史・ 文化を伝えてくれる、いわば地域の資源ともいえる水辺を守り、活用します。

■取組内容

- 野川や用水路及び湧水などの水辺を,自然観察や自然保護活動,郷土学習,観光などの資源として活用,PR します。
- 野川や用水路などの親水性の向上に配慮した保全に取組みます。

市民	事業者等	市
 敷地内に雨水浸透ますを設置するとともに、雨水を活用するなど、節水に努めます。 緑や土の面を残して雨水を地下浸透させます。 湧水の保全活動に参加します。 	 ・雨水貯留施設を設置するなど、降水時の下水への雨水流入を抑制するほか、雨水を有効に利用するとともに、節水に努めます。 ・敷地内に雨水浸透ますを設置します。 ・緑や土の面を残して雨水を地下浸透させます。 ・開発にあたっては湧水保全に配慮したまちづくりをします。 	 ・ 雨水浸透施設の整備や雨水 浸透舗装を進めます。 ・ 雨水の浸透や貯留について 市民や事業者への啓発を進めます。 ・ 湧水の水質を保全するために、定期的測定を行います。 ・ 砂川用水、恋ヶ窪用水など親水性に配慮した整備を進めます。 ・ 野川の整備については、東京都と連携しながら進めます。

安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供

■取り組む背景・目的

東日本大震災以降、安全・安心な暮らしに対する関心が高まり、情報の重要性が改めて認識されています。

市民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、大気、水質などの測定、各種調査を実施 しています。引き続き、大気などのモニタリングや化学物質対策を進めていく必要があ ります。

農薬の過度の使用や遺伝子組換え食品、食品添加物、放射性物質など、安全で健康的な食生活への不安が高まっていることから、正確な情報公開・提供を行うなど、食の安全性を確保していく必要があります。

このため、身の回りの多種多様な化学物質、食の安全性、放射性物質などについての 適切な情報の収集とわかりやすく提供する仕組みを確立します。

■取組内容

- 大気, 水質, ダイオキシン類などの定期的なモニタリング測定, 各種調査を実施し, 情報提供を行います。
- 市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、空間放射線量・放射性物質濃度 の測定など、継続した調査と情報提供を行います。

市民	事業者等	市		
 安全・安心な暮らしのための情報を入手します。 身の回りの化学物質,食の安全性などについて理解を深めます。 	 ・ 安全・安心な暮らしのための情報を入手します。 ・ 製品・サービスの提供にあたっては、安全・安心のための情報について、わかりやすく公開します。 ・ 有害の恐れのある化学物質について、排出量を把握し、適正に管理します。 	 ・ 大気, 水質, ダイオキシン類などの測定, 各種調査を実施します。 ・ 空間放射線量・放射性物質濃度の測定を実施します。 ・ 広報やホームページにより, わかりやすく情報を提供します。 ・ 有害の恐れのある化学物質について, 適正な管理指導, 啓発の普及を図ります。 		

自転車・公共交通機関の利用促進

■取り組む背景・目的

自転車は、環境負荷の少ない乗り物として、日常的に広い年齢層で利用されています。 誰もが安心して、安全に自転車に乗ることができる環境をつくるには、歩行者と自転車 が安全に共存できるようにするためのまちづくりや、通行ルールの徹底、放置自転車を 減少させるための方策が求められています。

また、自家用車の利用を控え、二酸化炭素の排出の少ない電車やバスなどの公共交通機関を利用することで、交通の流れの円滑化や1人あたりの二酸化炭素(CO_2)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制などの効果が期待できます。

このため、自転車や公共交通機関の利用促進に向けた普及啓発をするとともに、自転車が安全・快適に走行できる道路空間を確保します。

■取組内容

- 自転車が安全に走りやすい環境づくりを進めるとともに、自転車の利用促進とルールの啓発に努め、マナーの向上を図ります。
- 地域バスなどの公共交通機関の利用促進に向けた取組を行っていきます。

市民	事業者等	市	
 自転車を利用し自家用車の使用を控えます。 公共交通機関などを利用し、自動車利用は控えます。 駐輪場など決められた場所に正しく駐輪します。 人通りの多い場所では、安全のため自転車を降りるなど利用ルールを守ります。 	・ 公共交通機関などを利用し、自動車利用は控えます。・ 店舗や事業所、集合住宅に駐輪場を確保します。	 ・ 公共交通機関の利用を促進し、啓発を行います。 ・ 駐輪場の整備を進めます。 ・ 都市計画道路の整備の際に自転車レーンの設置を検討します。 ・ 自転車の利用ルールの啓発に努め、安全な自転車利用の意識を高めます。 	

重点プロジェクト6

歴史的景観や文化財の保全・活用

■取り組む背景・目的

市は、国分寺崖線や樹林地、農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡、 用水路などの地域資源、それにまつわる歴史的景観や文化財を有しており、これらを後 世に残していくことが大切です。

地域の自然やそれに関わる地域の暮らしや文化を学ぶことは、郷土愛を育むとともに、 自然と共存して暮らす知恵と工夫を生み出すきっかけとなることから、市の歴史・文化 をテーマとした環境教育・環境学習を推進します。

■取組内容

- 市内総合文化財調査を実施し、新たな文化財などの状況把握、適切な保全を行います。
- 新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある風景, 用水路(跡)など歴 史遺産にも光をあてていきます。
- 環境教育や環境学習,まちづくりやまちおこしのために歴史的景観・歴史遺産・文 化財の活用を推進します。

市民	事業者等	市
・まちの成り立ちや史跡,歴 史遺産や文化財など,市 の歴史・文化への理解を 深めます。 ・地域に伝わる伝統行事・ 芸能・民話・伝承や風習 などへの理解を深め次世 代に引き継ぎます。 ・歴史イベント,遺跡発掘 体験などに参加します。	 ・ 開発や建設を行う際は、歴史的たたずまいや、歴史遺産、文化財の保全に協力します。 ・ 地域の歴史・文化に関心を向け、伝統行事の伝承活動など社会貢献活動に協力します。 	 ・ 史跡武蔵国分寺跡周辺の整備,歴史公園の充実を図ります。 ・ 文化財めぐりなど歴史・文化を理解する機会を充実します。 ・ 用水路(跡),湧水,名木など市内の歴史遺でや景観のPRに努めます。 ・ 郷土博物館を建設し,文化財を活用します。

資源循環型のまちづくりの推進

■取り組む背景・目的

地球温暖化の原因となる二酸化炭素 (CO_2) をはじめとした温室効果ガスの排出抑制,最終処分場の延命化のためには家庭ごみ(もやせるごみ,もやせないごみ)の減量が必要です。

ごみ・資源物量全体及び1人1日あたりのごみ排出量は、減少していますが、未だに もやせるごみに資源物が混入されていることから、ごみの分別について、指導、啓発を さらに続けていく必要があります。また、ごみの有料化や個別収集システムの導入を契 機にして、着実なごみ減量に向けた数値目標を設定し、実現を図る必要があります。

さらに、市民生活、事業活動などの各段階において、ごみの発生そのものが少ない社会を目指し、ごみが資源・エネルギーとして再利用できる資源循環型のまちづくりへの転換を市民・事業者等・市が一体となって推進していきます。

また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素 (CO_2) をはじめとした温室効果ガスの排出抑制のための対策として、資源循環型のまちづくりを推進します。

■取組内容

- ごみをテーマとした環境教育,学習を充実していきます。
- せん定枝や給食残さのたい肥化などにより, 資源循環型のまちづくりを進めます。
- 生ごみのたい肥化等によるもやせるごみの大幅な減量に取組みます。

市民	事業者等	市		
 ごみの分け方・出し方のルールを守ります。 生ごみたい肥化容器などで生ごみのたい肥化に努めます。 リサイクル商品及びリサイクルが容易な製品を購入します。 買い物に行くときはマイバッグを用意します。 	 ごみの発生抑制,資源化に努めます。 再資源化や再生利用しやすい製品の販売,利用に努めます。 グリーン購入を推進し,リサイクル商品及びリサイクルが容易な製品を購入します。 	広報やホームページにより、ごみ減量化に関する情報を提供します。 ごみ減量指導員による指導を充実します。 家庭の厨芥類や剪定枝をたい肥化し、有効活用を推進します。 有料化後のリバウンド対策を進めます。 「ごみけし君」など、家庭用の生ごみ処理機器購入助成を普及促進します。 リサイクル団体を支援育成します。 リサイクル団体を支援育成します。 グリーン購入を推進します。		

環境負荷の少ないライフスタイルの促進

■取り組む背景・目的

地域全体でエネルギーや二酸化炭素 (CO₂) を抑制するためには, 節電・省エネルギーの推進にくわえ, 住宅・建築物や都市, 交通などをエネルギーや CO₂ 排出の少ないものへと変えていくまちづくりが求められています。

東日本大震災を契機に、節電や省エネルギーに対する市民の意識が高まっていることから、こうした機運をとらえ、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素(CO₂)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制と、エネルギー利用効率のよい環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。日常的に温室効果ガスの発生やエネルギーの無駄な消費を抑えるとともに、家庭や事業所でも取り組める方策として、太陽光発電、太陽熱利用システム、コージェネレーション、蓄電装置などの積極的活用や、省エネルギー型の製品への転換などを進めることも重要になっています。

■取組内容

- これまでの実績を基に、引き続き環境家計簿の普及拡大を図り、家庭における省エネルギー・省資源の取組を促進します。
- 体験型学習や具体的な情報提供,住宅用太陽光発電機器などに関する助成制度など を推進します。

各主体による具体的取組 (例)

市民 事業者等 市 ・ 環境家計簿を使って節 ・ 電気, 水道, ガスの使用 ・ 環境家計簿の普及に取 電,節水に努めます。 量を把握し, 節電, 節水 組みます。 ・ 省エネルギー型製品(石 などに努めます。 • 国分寺市地球温暖化防 油, ガス, 電化製品, 照 ・ 省エネルギー型製品(石 止行動計画に基づき,温 油, ガス, 電化製品, 照 明器具,自動車,建築 室効果ガス削減目標の達 明器具,自動車,建築 物など)を購入します。 成に努めます。 ・ 太陽光発電や太陽熱利 物など)を購入します。 ・ 地球温暖化防止対策に 用システムを導入します。 太陽光発電や太陽熱利 関する情報や省エネルギー 家庭でできる省資源・省工 用システムを導入します。 の方法などの情報提供に ネルギーについて家族で話 製品の生産や輸送過程に 努めます。 おいて、温室効果ガスの し合い実践します。 · 公共施設の照明の LED 排出を抑制します。 化を推進します。

環境面における参加と協働による地域の活性化の推進

■取り組む背景・目的

環境負荷の少ない持続可能な社会を次世代の子どもたちへ継承していくためには,一 人ひとり,各事業所が環境に配慮した行動を実践し,広く展開していくことが重要です。

また、公民館や自治会、町内会などで地域のお祭りや懇談会、クリーン運動、地域の学校づくりなどの中に環境教育・学習を取り入れることで、自然なかたちで省エネルギーや省資源、ごみ減量などの意識が高まり、地域社会のつながりやふれあいを深めながら環境面の活動の推進も図ることができます。

このように、地域での環境面における参加と協働の機会を通じ、地域への関心・理解 を深め、課題解決の実践・体験を基本とする環境教育・環境学習を展開していきます。

■取組内容

- 環境への取組に関して、地域ぐるみの役割分担や協力・連携の可能性の検討などを 行い、地域コミュニティの再生・活性化を図ります。
- 子どもたちの国分寺の環境についての認識を高めるために、学校教育の現場と地域 を結んだ取組を進めます。

各主体による具体的取組 (例)

市民	事業者等	市
 公民館や自治会,町内会での活動に参加します。 出前講座,環境イベント,自然体験学習などへ参加し,地域の環境に関心を持ち,理解を深めます。 	 公民館や自治会,町内会での活動に参加,協力します。 出前講座,環境イベント,自然体験学習などに協力します。 	 環境をテーマとしたイベント等を企画・実施します。 イベントなどで啓発を図ります。 市民,地域団体などが実施する地域での活動を支援します。 学校教育と地域の環境活動との連携を図ります。

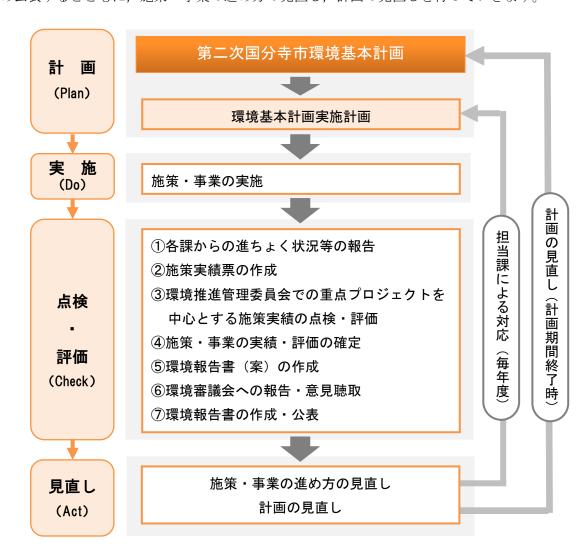
第6章 計画の推進

1 進行管理

(1) 進行管理の流れ

本計画の進行管理として、実施計画を策定し、その実施計画に基づき、計画 (Plan)、実施 (Do)、点検・評価 (Check)、見直し (Act) のサイクルを循環していきます。

具体的には、毎年度施策の進ちょく状況を点検・評価し、その結果を環境報告書にまと め公表するとともに、施策・事業の進め方の見直し、計画の見直しを行っていきます。



(2) 施策の進ちょく状況の公表

市は、毎年度、計画の進ちょく状況について環境推進管理委員会で点検・評価を行うと ともに、環境審議会に報告・意見聴取を行いながら、環境報告書を作成し、市のホームペ ージなどを通じて公表します。

2 推進体制

(1)環境審議会

国分寺市環境審議会は、国分寺市環境基本条例第30条の規定に基づき、公募市民、学識経験者、事業者の代表者、関係行政機関の職員で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

(2) 環境推進管理委員会

国分寺市環境推進管理委員会は、国分寺市環境基本条例第27条の規定に基づき、公募市民、事業者の代表者、学識経験者、環境ひろばから選出された者、市職員で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進ちょく状況の管理・評価を行います。

(3) 庁内推進体制

環境基本計画及び実施計画に基づく施策・事業の総合的かつ計画的な推進を図るため、 環境計画課を中心とした関係課が施策・事業の進め方を見直すとともに、関係課間の調整・ 連携を図りながら施策の展開に取り組んでいきます。

(4)協働の推進組織(環境ひろば)

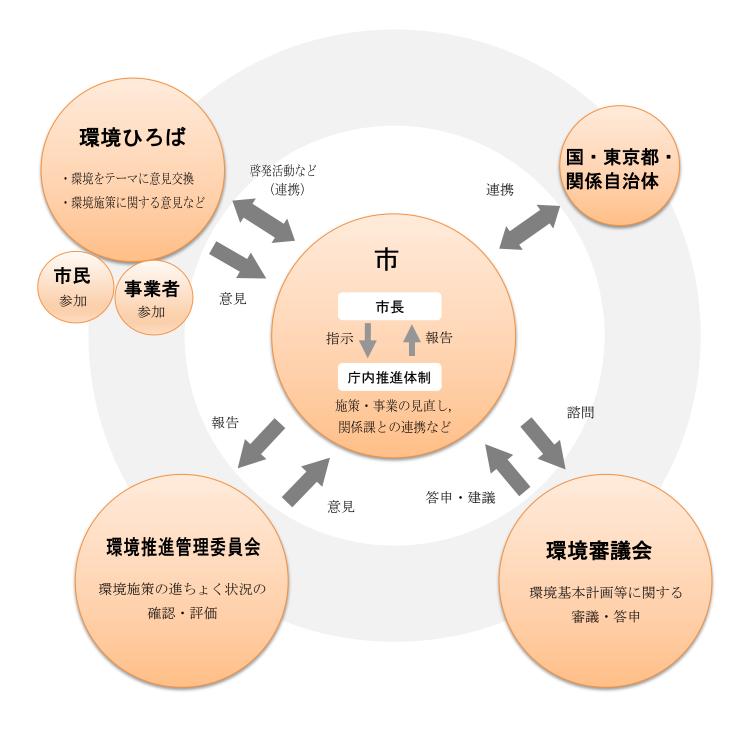
協働の推進組織として平成 16 年8月に環境ひろばを設置(国分寺市環境基本条例第 28 条) し,毎月1回,市民,事業者等,市が一堂に会して環境に関する意見交換を行うとともに,市の環境施策に関する意見や要望を提出するほか,市民への啓発活動,環境イベントの開催などを行っています。

また,環境団体の得意分野を活かして幅広い活動を進めていくため,必要に応じて団体 のネットワーク化などを支援します。

(5) 国・東京都・関係自治体との連携

地球温暖化対策など, 広域的な対応が必要となる場合は, 国や東京都, 関係自治体と連携しながら取組を進めていきます。

推進体制 (イメージ図)



資 料 編

		頁
1	国分寺市の概況データ等	74
2	国分寺市の放射能対策(概要)	77
3	計画改定の経過	78
4	諮問·答申	81
5	用語解説	85

1 国分寺市の概況データ等

(1) 気象

国分寺市の年平均気温及び年間降水量は、隣接の府中市にある東京管区気象台府中観測所での観測結果を参考にすると、年ごとの変動はあるものの、平均して 15.5°C、1,651 mmとなっています。

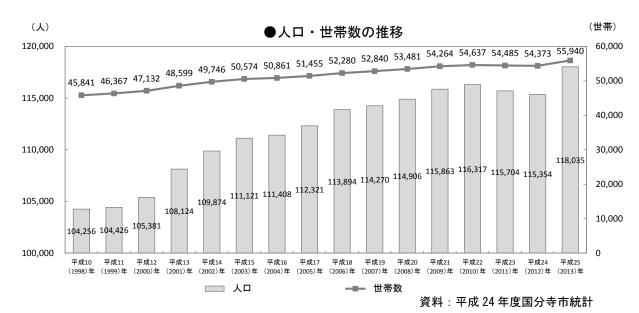
気温(℃) 降水量(mm) 17 2,500 16.2 15.8 15.8 15.8 16 15.6 15.6 15.6 15.4 15.4 15.3 15.2 2,000 15.1 14.9 14.9 15 1,500 14 13 2,030 1,000 1,994 1,854 1,768 1,747 1,714 1,707 1,696 1,543 1,597 1,533 1,566 12 1,428 1,336 1.263 500 11 10 平成11 平成16 平成18 平成19 平成10 平成14 平成15 平成17 平成20 (1999)年 (2000)年 (2001)年 (2002)年 (2003)年 (2004)年 (2005)年 (2006)年 (2007)年 (2008)年 (2009)年 (2010)年 (2011)年

●府中観測所における各年の平均気温及び年間降水量の推移

資料:東京管区気象台 気象統計資料 府中観測所データより作成

(2)人口・世帯数

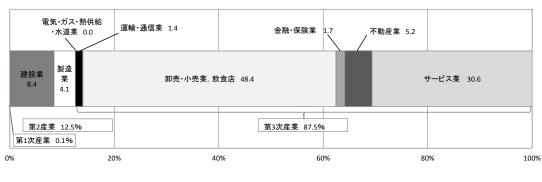
国分寺市の人口は118,035人,(平成25年1月1日現在)で,平成22年まで増加傾向で推移しており,平成23・24年度は減少傾向にありました。平成25年からは,平成24年7月9日の住民基本台帳法改正により,住民基本台帳に外国人も含まれています。

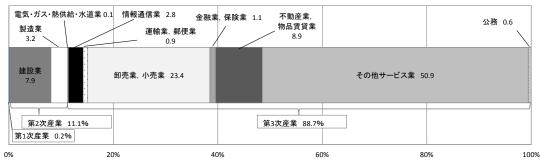


(3) 産業

市の産業構造は、事業所数の割合でみると、平成21年度の調査では、第3次産業が最も多く88.7%となっています。平成11年度と比較すると、第2次産業が減少し、第1次産業と第3次産業が増加しています。

●国分寺市内の事業所数の割合(%)



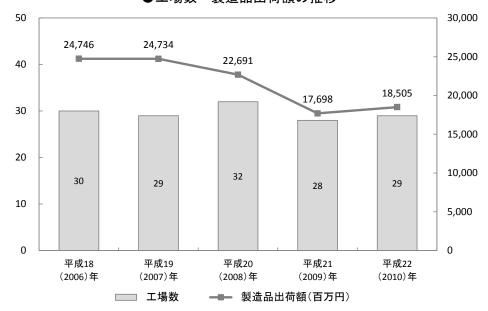


※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがあります。 資料:事業所・企業統計調査(平成11年),経済センサス-基礎調査(平成21年)

① 工業

市には、電気機械、印刷、業務用機械などの工場があります。工場数はほぼ横ばいで推移していますが、製造品出荷額は年々減少しており、平成22年は1,850億円となっています。

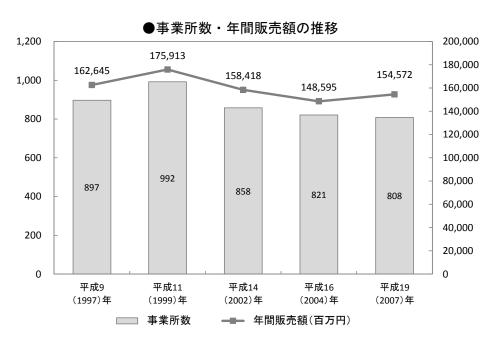
●工場数・製造品出荷額の推移



資料:平成24年度国分寺市統計

② 商業

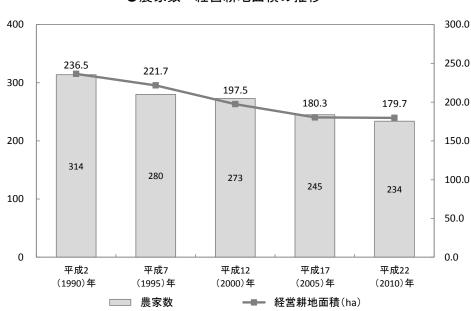
商業統計調査による卸売業,小売業を合わせた事業所数は,年々減少しており,平成19年は808事業所となっています。一方,年間販売額はほぼ横ばいで推移しています。



資料:平成24年度国分寺市統計

③ 農業

市内の農家数や経営耕地面積は、ともに減少しています。



●農家数・経営耕地面積の推移

資料:平成24年度国分寺市統計

2 国分寺市の放射能対策(概要)

○ 空間放射線量の測定結果(14ページグラフを参照)

平成23年7月から平成24年2月まで市内の定点40カ所(公共施設の敷地の中心部)で、平成24年2月以降は市内の定点32カ所で定期的に空間放射線量を測定しています。 測定結果の平均値は0.04から0.15毎時マイクロシーベルト(単位: μ Sv/h)(平成23年7月から平成24年2月)、0.04から0.09 μ Sv/h(平成24年2月から平成25年2月)でした。

〇 除染※のガイドラインの策定と対応

平成23年12月に「国分寺市における除染のガイドライン」を策定しました。国分寺市の除染の基準値を空間放射線量(地上 5 cm)で0.23 μ Sv/hとし,これ以上の値を検出した場合に除染等の措置をとることとしました。

その後,定点以外に水たまりなど放射線量の数値が高いと想定される地点で測定を 実施したところ,公園や市立小中学校の敷地の一部で市の除染の基準値を超えていた ため,除染しました。

※ 汚染範囲を特定し、土壌の場合は表土5~10cm程度掘削除去し、除去した土は土のう袋に入れ、そのうえから再度ビニール袋をかぶせ、原則施設敷地内において、覆土30cm以上を確保して埋設処理を行います。

〇 放射能対策に関する基本的な対応方針の策定

平成24年5月に,市民の身体・生命を守り,安全・安心なまちづくりを進めるため, 放射性物質に対する総合的な対策として,「国分寺市放射能対策に関する基本的な対応 方針」を定めました。本方針に基づき,空間放射線量や給食食品等の放射性物質濃度 の測定などの具体的取組,測定器の貸出しや迅速な情報提供を行っています。

〇 市民への情報提供

定点のほか、除染を行った箇所、清掃センター、通学用道路の空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食食品等、プール水・公園の親水施設の水の放射性物質濃度を測定し、結果は市のホームページで公表しています。

3 計画改定の経過

(1)環境基本計画市民ワークショップの検討経過

開催日	主な議題(課題・将来像等の検討)	参加数
平成24年 5月27日(日)	テーマ:緑・水・生物	16 人
平成24年 6月17日(日)	テーマ:公害・食	16 人
平成 24 年 7月 26 日 (木)	テーマ:道路交通・歴史・景観	13 人
平成24年 8月19日(日)	テーマ: ごみ・人	19 人
平成24年 9月23日(日)	テーマ:地球環境	16 人
平成24年10月21日(日)	テーマ:ワークショップまとめ(重点事項)	15 人

(2)環境推進管理委員会の検討経過

(国分寺市環境推進管理委員会設置要綱の抜粋)

(設置)

第1条 国分寺市環境基本条例(平成16年条例第21号。以下「条例」という。)第27条 (環境推進管理委員会)の規定に基づき,市民参加による国分寺市環境推進管理委員会 (以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について進ちょく状況を管理及び評価し、その結果 を市長に報告する。
- (1) 条例第7条(環境基本計画等)第1項に規定する国分寺市環境基本計画(以下「環境 基本計画」という。)に基づき実施される施策等に関する事項
- (2) 条例第26条(環境報告書)第1項に規定する環境報告書に関する事項
- (3) その他環境基本計画の具体化に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員12人以内をもって組織する。
- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 事業者の代表 2人以内
- (3) 識見を有する者 3人以内
- (4) 国分寺市環境ひろば設置要綱(平成 16 年要綱第 16 号)により設置された国分寺市 環境ひろばから選出された参加者 2人以内
- (5) 市の職員 3人以内

開催日	主な議題	
平成24年 6月28日 (木)	環境基本計画実施計画(5箇年実績)の総括評価	
平成24年7月9日(月)	環境基本計画実施計画(5箇年実績)の総括評価	
平成24年7月23日(月)	環境推進管理委員会からの提言 環境基本計画の見直しについて	

(3) 環境基本計画等検討委員会・専門部会の検討経過

(検討委員会) ◎…委員長, ○…副委員長 ※役職は平成26年3月現在

◎環境部長,○都市建設部長,政策経営課長,総務課長,経済課長,福祉計画課長, 子育て支援課長,環境計画課長,都市計画課長,緑と水と公園課長,

国分寺駅周辺整備課長, 庶務課長, 学校指導課長

開催日	主な議題	
平成24年 8月28日 (火)	専門部会の設置について (メンバー構成等)	
平成 25 年 1月 29 日 (火)	望ましい将来像・基本方針・施策体系(素案)など	
平成25年2月18日(月)	(仮) 第二次国分寺市環境基本計画 (素案) たたき台の検討など	
平成25年3月28日(木)	(仮) 第二次国分寺市環境基本計画(素案)の検討など	
平成25年4月10日(水)	(仮) 第二次国分寺市環境基本計画 (素案) の検討など	
平成 25 年 4月 24 日 (水)	(仮) 第二次国分寺市環境基本計画 (素案) の検討など	
平成 26 年 2月 4日 (火)	パブリック・コメント等への対応など	

(専門部会) ※部会員の所属部署名は平成26年3月現在

政策経営課、総務課、経済課、福祉計画課、子育て支援課、ごみ対策課、

ごみ減量推進課,下水道課,都市計画課,緑と水と公園課,道路管理課,建設課,

国分寺駅周辺整備課、庶務課、学校指導課、ふるさと文化財課、公民館

開催日	主な議題
平成24年 9月24日 (月)	環境基本計画に係る課題事項
平成24年10月22日(月)	課題事項の抽出・対応(方向性)の整理
平成24年11月6日(火)	課題事項の抽出・対応(方向性)の整理など
平成24年11月27日(火)	課題事項の抽出,環境施策調査の実施,将来像の検討など
平成25年1月21日(月)	将来像・基本方針・施策体系(素案)の検討など
平成25年2月7日(木)	(仮) 第二次国分寺市環境基本計画 (素案) のたたき台など
平成 25 年 3月 7日 (木)	(仮) 第二次国分寺市環境基本計画 (素案)

(4)環境審議会の検討経過

(国分寺市環境基本条例の抜粋)

第5章 環境審議会

(環境審議会の設置及び組織)

- 第30条 市の環境の保全,回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため,市長の附属機関として国分寺市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、答申するほか、当該事項 について市長に建議することができる。
- (1) 環境基本計画等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関す

ること。

- 3 審議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 公募により選出された市民 4人以内
- (2) 識見を有する者 4人以内
- (3) 事業者の代表者 2人以内
- (4) 関係行政機関の職員 2人以内

開催日	主な議題
平成 25 年 7月 26 日 (金)	(仮)第二次国分寺市環境基本計画(素案)について
平成 25 年 8月 28 日 (水)	(仮)第二次国分寺市環境基本計画(素案)について
平成 25 年 10 月 2 日 (火)	(仮)第二次国分寺市環境基本計画(素案)について

(諮問文:81ページ参照)

(答申文:82ページ参照 ※答申に添付されていた改定案は省略)

(5) パブリック・コメント

(件 名)第二次国分寺市環境基本計画(案)

(実施期間) 平成 25 年 12 月 16 日 (月) から平成 26 年 1 月 15 日 (水)

(意見提出者数) 12人 (意見数) 134件 (意見を反映した件数) 51件

(6) 市民説明会

開催日	場所	参加数
平成 25 年 12 月 24 日 (火) 09:30~10:30	本多公民館 1 階会議室 C	5人
平成 25 年 12 月 25 日 (水) 09:30~10:30	ひかりプラザ 101 会議室	5人
平成 25 年 12 月 25 日 (水) 18:30~19:30	市役所プレハブ第一会議室	3人

(7)環境ひろばとの意見交換

開催日	主な議題	参加数
平成 25 年 12 月 15 日 (日)	第二次国分寺市環境基本計画(案)について	15 人
平成26年1月12日(日)	第二次国分寺市環境基本計画(案)について	14 人
平成 26 年 1月 19 日 (日)	第二次国分寺市環境基本計画(案)について	13 人

4 諮問・答申

(諮問文)

諮問第1号

平成25年7月26日

国分寺市環境審議会

会長 尾 崎 寛 直 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫

国分寺市環境基本計画について(諮問)

国分寺市環境基本条例第30条第2項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諮問事項

(仮) 第二次国分寺市環境基本計画(素案) について

2 諮問理由

市では、国分寺市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成16年3月に「国分寺市環境基本計画」を策定しました。

この度,平成26年度からの新たな国分寺市環境基本計画の策定にあたり,(仮)第二次国分寺市環境基本計画(素案)について,貴審議会の意見を求めます。

(答申文)

国分寺市環境審議会 答申

1 市長からの諮問事項

本審議会で審議した諮問事項は、次のとおりである。

諮問事項 「(仮) 第二次国分寺市環境基本計画(素案) について」

2 審議の経過

本審議会は下記の日程で3回にわたり, (仮) 第二次国分寺市環境基本計画(素案) について(以下, 「計画(素案)」という。) について審議し、答申をとりまとめた。

- ・平成25年7月26日(金)午後2時から午後4時
- ・平成25年8月28日(水)午前9時30分から午前11時30分
- ・平成25年10月2日(水)午後1時30分から午後4時

3 審議会及び議事録の公開

国分寺市においては「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例」(平成11年9月30日制定条例第26号)第5条の規定に基づき、会議の公開の原則が定められていることから、本審議会を公開し、また「国分寺市情報公開条例」(平成11年12月27日制定条例第33号)第9条の規定に基づき、議事録を公開することとした。

4 答申のとりまとめ

本審議会は、計画(素案)の内容について、多角的な視点から審議し、後段のとおり答申をとりまとめた。

第1 諮問事項に関する答申

平成 16 年に現環境基本計画(以下,「現計画」という。)を策定したが,近年,東日本大震 災による原子力発電所の事故という危機的な状況が発生したほか,国分寺市においては,緑被 率や農地面積が依然減少傾向を示している。

当審議会では、市民の参画で策定された現計画の枠組みを堅持しながら、こうした状況を直視し、生活の見直しや環境に配慮した事業を促すよう改定する必要があるとの観点から、計画 (素案) について、議論を行ってきた。

1 「計画の位置づけ」について

環境基本計画は、長期総合計画の実現に向けて、環境の側面から具体的に施策展開を方向づけるものである。すなわち、30年後を展望しつつ、10年間の計画として実行性及び実現性を確保するための中間計画(『組織横断的計画』)であり、関連する個別計画(『組織縦断的計画』)と整合・調整を図る位置づけを明確にするべきである。

2 「計画の推進主体と協働」について

計画に沿った各主体の具体的行動につなげていくことが重要である。協働の取り組みを促進 する際にも、それぞれが何をすればよいのかがわかるよう、例示を含めて説明し、呼びかけて いくべきである。

3 「計画改定にあたって」について

身の丈にあった計画(素案)とした趣旨は、行政が実現性により重きを置いたためと解することができる。しかし、このことが現計画に対して計画(素案)が小さくまとまったと懸念されることのないように、限られた資源の中でも、効果的に施策を推進できるよう、創意工夫を重ねていくべきである。さらに、現状においては実施が困難と予測されるものについても課題として挙げるべきである。

これには、現計画の達成状況の評価を踏まえるとともに、市民も協力、参画していくことが必要で、国分寺市のまちづくりに欠かせないものと認識する。

また、「計画の構成の整理」の過程で「整理」に行き過ぎがないか検証する必要がある。

4 「基本方針・主な施策」の考え方の記述について

環境基本条例上、計画は、「環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の方向性を定める」 もの、すなわち「環境行政の基本方針」となるべきものである。従って、施策を掲げるだけで なく、理念や考え方を示す必要がある。

このため、施策の方針、考え方を市民に周知することが、行動喚起のために必要不可欠なことであり、現計画の記述を活かし、重複を厭わず丁寧な記載を考慮すべきである。

5 「野川整備事業の促進」について

東京都による野川の整備事業に対し、市民の意見をくみ取って、東京都との協議のなかで国 分寺市の考えを整理し、協働による野川整備の実現に対して役割を果たすべきである。

6 「重点プロジェクト」について

市民への啓発にあたっては、市民ワークショップや環境推進管理委員会等で出された意見も活かし、意義や考え方を十分記述する必要がある。また、意欲を喚起するように呼びかけ方法や表現方法についても工夫すべきである。

7 「市民参加」について

本計画の策定過程における市民意見の反映度についても検証すべきである。今後予定されているパブリック・コメント、環境ひろばとの意見交換についても実効性あるものになるよう十分配慮すべきである。

8 「計画の推進・推進体制」について

計画の推進にあたっては、庁内の推進体制の充実が重要であり、そのためには専任組織(環境計画課)が調整・連携を支える役割を果たしていくべきである。

また、国分寺市では NPO などの活動団体が積極的な活動を展開していることから、これらの力を発揮できるような体制や仕組みの構築を図るべきである。

第2 環境審議会への報告

第二次国分寺市環境基本計画の策定にあたっては、本審議会からの答申を踏まえて計画の目 的と役割に叶う内容となっているか、十分に検討するとともに、結果を報告されたい。

第3 改定案の提示

別添の改定案は環境審議会の審議を踏まえて,可能な限り現計画の考え方を踏襲するという 基調のもとに再度取りまとめたものである。

なお、この改定案は本答申の内容の一部を示したものである。

環境審議会 委員

委 員 名	選出区分	備考
中村和彦	公募により選出された市民	
斉藤 召伸	公募により選出された市民	
村瀬 鈴代	公募により選出された市民	
龍神 瑞穂	公募により選出された市民	副会長
尾崎 寛直	識見を有する者	会 長
吉冨 友恭	識見を有する者	
宮寺 忠康	識見を有する者	
久野 春子	識見を有する者	
田中健一郎	事業者の代表者	
深山 勝範	事業者の代表者	
飯田 いずみ	関係行政機関の職員	
富田 広造	関係行政機関の職員	

5 用語解説

【あ】

愛知目標 P2

平成 22 (2010) 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP 10) で採択したことから、「愛知目標」と呼んでいます。正式名称は「生物多様性新戦略計画」のことです。この計画には、生物多様性の保全、持続的利用を進めるため、「2020 年までに生物多様性の損失を止めるための行動を起こすこと」を目標に掲げ、その下に、陸域 17%、海域 10%を目標とする保護地域の設定など 20 の個別目標、「自然との共生」に関する中長期目標が盛り込まれています。

生垣造成補助金交付制度 P26

緑豊かな生活環境と災害時の安全性を確保するため、道路に面しているなどの一定条件を満たす場合に、生垣を新設する際の費用の一部を補助する制度のことです。

遺伝子組換え食品 P12

生き物の細胞から有用な遺伝子を取り出し、植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせることを遺伝子組換えといい、この技術を応用した食品のことを遺伝子組換え食品といいます。大豆、じゃがいもなど、害虫や病気に強い農作物や、乾燥などの厳しい環境に強い農作物等を作ることが可能になりました。

遺伝子組換え食品は、内閣府食品安全委員会による安全性審査が義務づけられており、 審査を経て安全性が確認されたものは、厚生労働省により公表されています。

井戸端会議 P44

地域住民を中心に, むかしの井戸で簡易水質検査やポンプの手入れを行うほか, 地域の情報や防災・防犯に関する情報交換など行う機会のことです。

雨水浸透施設 P29

雨水を地下に浸透させるための装置・設備の総称で、水害の防止や地下水の涵養に役立ちます。代表的なものとして、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、雨水浸透側溝があります。

援農ボランティア P30

市民農業大学において援農ボランティア技術習得講座を修了した市民が市に登録し、 市内の農家の農作業を手伝うボランティアのことです。

温室効果ガス P1

太陽光によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖める効果をもつガスのことです。種類としては二酸化炭素 (CO_2) ,メタン (CH_4) ,一酸化二窒素

 (N_20) , ハイドロフロオロカーボン(HFC_s), パープルオロカーボン(PFC_s), 六ふっ化硫黄(SF_s) があります。

【か】

外来生物 P32

人為的に本来の生息地以外の他地域(国外や国内)から侵入してきた生き物のことです。外来生物が在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす場合があります。

化学物質の子どもガイドライン P38

化学物質が及ぼす子どもへの健康影響を未然に防止するため、東京都独自の「子どもガイドライン」を策定しています。子どもの身近な環境における殺虫剤の影響を減らすために、子どもの多く利用する施設(学校、幼稚園、保育園、児童遊園など)の管理者や害虫防除事業者が取り組む具体的内容を示したものです。それ以外の施設や家庭での害虫駆除の際にも参考になります。

環境アドバイザー P58

市に登録している環境に関する識見を有する者です。市内の団体が行う環境に関する 学習会や観察会などに対して、市が講師として環境アドバイザーを派遣しています。

環境基準 P12

大気の汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準のことです。あくまで目標とする基準であり、すぐに人の健康に影響を与えるものではありません。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水や排ガスには二酸化硫黄や二酸化窒素などの排出基準が設けられています。

環境審議会 P7

環境審議会は、市の附属機関であり、公募市民、学識経験者、事業者の代表者、関係 行政機関の職員で構成される組織のことです。市長の諮問に応じて、環境基本計画等に 関することや、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項について審議、答申を行 うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

環境推進管理委員会 P7

環境推進管理委員会は、公募市民、事業者の代表者、学識経験者、環境ひろばから選出された者、市職員で構成される組織のことで、環境基本計画実施計画に基づく施策の進ちょく状況の管理及び評価を行います。

環境ひろば P7

市民、事業者、市が一堂に介して、環境について自由に意見交換を行う場のことで、

平成16年8月に設置しました。

毎月1回開催し、市の環境施策に関する意見をまとめたり、環境イベントなどを通して意見交換の内容を公表しています。

環境報告書 P14

国分寺市環境基本条例に基づき,環境に関する施策の実施状況と環境測定データをま とめたものです。年に1回発行し、公表しています。

涵養(かんよう) P11

雨水や河川水などが地面に浸透して地下の土壌に蓄えられることです。

京都議定書 P 1

平成9 (1997) 年 12 月京都で開催された第3回締約国会議 (COP3) で採択された気候変動枠組条約の議定書のことです。先進国全体で平成20 (2008) 年から平成24 (2012) 年の5年間(第一約束期間)における温室効果ガスの排出量を平成2 (1990) 年比で、5.2% (日本6%, アメリカ7%, EU8%など)削減することを義務付けました。

平成 16 (2004) 年 11 月のロシアの批准に伴い,平成 17 (2005) 年 2 月に発効しました。

空間放射線量 P12

空気中において、一定時間に何個の放射線が放出されるかを表した数値のことです。 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故後、環境モニタリングにおける重要な測定項目 として用いられています。

クールシェア P49

夏の暑い日に、冷房の効いた公共施設やデパート・飲食店などでクール(涼しさ)を みんなでシェア(共有)する取組のことです。1部屋に集まり家族団らんで過ごす、友 人や近所の家に集まって過ごす、木陰や水辺の涼しい場所に行くこともクールシェアに なります。平成24年から環境省が取組を呼びかけています。

(関連) 冬の寒い日に暖房の効いた公共施設などで過ごすウォームシェアという取組も あります。

グリーン購入 P49

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格、デザインだけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から積極的に購入することをいいます。コピー用紙は古紙配合率が高いもの、文具・事務用品類は再生材を利用しているものなどが挙げられます。平成13(2001)年4月にグリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)が制定され、国や地方自

治体などで率先してグリーン購入を推進しています。

公園サポート事業 P24

市立公園を自治会・町内会・市民団体などの方に、地域の交流の場としての活用をお願いし、ボランティアとして月1回程度簡単な清掃や草むしりなどをしていただく事業のことです。平成25年3月1日現在、16団体が22公園で清掃活動等を行っています。

合成洗剤 P38

石油からつくられる合成界面活性剤を主成分とする洗浄剤のことです。動植物の脂肪を原料とするせっけんに比べて、硬水でも使用でき、低温でも洗浄力が高いという特徴があります。過度に使用すると、分解されにくく、水の汚染の原因になります。

高度浄水処理 P11

通常の浄水処理では十分に除去できない,かび臭原因物質,カルキ臭やトリハロメタンのもととなる物質等を除去するため,通常の浄水処理に加えて,オゾン処理及び生物活性炭吸着処理を行うことです。東京都が浄水場への導入を進めています。

国3・2・8号線 P23

多摩地域の南北の主要道路の一つである国分寺都市計画道路3・2・8号線府中所沢線(府中市武蔵台三丁目から国分寺市東戸倉二丁目までの延長約2.5km)のことで、東京都の事業として、平成27年度までに整備する予定になっています。

国分寺崖線 P11

古多摩川が武蔵野台地を削りとってできた河岸段丘で,立川市から大田区まで延びる 全長 28km の帯状の崖の連なりのことです。

市内では北西部の西町 5 丁目から光町・内藤を経て、西元町・東元町・泉町・南町等に位置し、崖高は北西部で $4\sim5$ m、南東部で $15\sim20$ mに達しており、傾斜林や湧水地などとして貴重な緑地を形成しています。

国分寺市一般廃棄物処理基本計画 P2

再利用・資源化を推進することで、ごみの排出抑制、環境負荷の低減を行うための市 民・事業者・市が取り組む基本的な方向性と、市のごみ処理に関する施策の考え方を示 した計画のことです。

国分寺市環境基本条例 P1

環境の保全、回復及び創造に関する基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割を明確にし、環境施策の総合的かつ計画的な推進、現在及び将来にわたり良好な環境の確保を目的とした条例のことです。

国分寺市景観まちづくり指針 P46

地域で育まれた固有の景観を保全し、新たに魅力ある景観を育み、活力ある景観を創 出する視点を持ちながら、良好な景観形成を目的とした市の景観まちづくりに関する基 本的な考え方をまとめたものです。

国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版) P 3

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき,市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するための行動計画のことです。

国分寺市都市マスタープラン P3

市の都市計画に関する基本方針となるもので、市の責任で展開する都市計画や、市と市民が協働でまちづくりを進めていくための基本的な考え方を示した計画のことです。

国分寺市の緑の保護と推進に関する条例 P24

市民の健康と快適な生活環境を確保するため、緑化施策を定め、市内の緑を保護し、緑化を推進することを目的とした条例のことです。

国分寺市まちづくり条例 P24

まちづくりの基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務等を明確にし、まちづくりの基本事項、まちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続き及び土地利用に関する基準並びに都市計画法等の手続きを定め、安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とした条例のことです。

ごみ焼却灰の再資源化 P54

25 市1町が参加した東京たま広域資源循環組合によるエコセメント事業のことで,ご み焼却灰の資源化・有効利用を進め,最終処分場の延命化を図っています。ごみの焼却 灰はセメントの原料に利用され,土木建築工事やコンクリート製品(道路の側溝など) に活用しています。

【さ】

3 R講座 P17

3 Rとは Reduce (リデュース:減量する・ごみの発生抑制), Reuse (リユース:再使用する), Recycle (リサイクル:再資源化)の英語のRの頭文字を3つとった略語のことです。この講座は、市民を対象に市のごみの現状、リサイクルの現状と処理について理解し、市民と行政の役割分担を明確にし、ごみ減量のボランティアリーダーを養成するために実施しています。

再生可能エネルギー P1

石炭や石油などの化石燃料によらず、永続的に利用することができる太陽光、風力、

水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを利用するエネルギーの総称のことをいいます。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度 P 1

再生可能エネルギー(太陽光,風力,水力,地熱,バイオマス)の普及・拡大を目的に、平成24(2012)年7月1日から電力会社に再生可能エネルギーでつくられた電気の買取を一定の価格・期間で義務づける制度のことです。買取価格・期間は国が決定し、毎年見直しを行います。

指定作業場 P35

自動車駐車場(収容能力 20 台以上),ガソリンスタンド,材料置場(面積が 100 ㎡以上のものに限る。)など,東京都環境確保条例別表第2で定めた32の事業場のことです。

指標生物 P32

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生き物のことで、環境指標種、指標種とも言います。分布状況、経年変化等を調べることにより、地域の環境を類推・評価することができます。

集団回収 P54

自治会や町会など団体(20世帯以上)が市に登録して、紙類・布類・ビン・カンなどの資源物を自ら集めて、登録業者に引き渡すことで、回収量に応じて市から奨励金を受け取ることができる事業のことです。

循環型社会 P8

製品等が廃棄物等となることを抑制し、排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することによって、資源消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のことです。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。

食育 P34

農作物の栽培や収穫を手伝ったり、家庭や地域の人から料理の仕方を学んだりするなど、食に関するさまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、 健全な食生活を実践することができる人を育てることをいいます。

生産緑地地区 P30

農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を目的として,一団の面積が 500 ㎡以上の市街化区域内農地を保全するために,市町村が都市計画で定める地区のことをいいます。 生産緑地地区に指定された農地は 30 年間の営農義務を条件に,税法上の優遇措置に合せて一定の建築行為の制限を受けます。

生態系 P1

食物連鎖などの生物間の相互関係(微生物、植物、動物)と、生き物とそれを取り巻く無機的環境(太陽光、水、酸素、二酸化炭素など)の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念です。

生物多様性 P1

生き物には、さまざまな生物種が存在(種の多様性)し、森林や河川などの環境に適応し(生態系の多様性)、同じ種でも個体差(遺伝子の多様性)が見られ、こうした違いを「生物多様性」といいます。

生物多様性国家戦略 2012 - 2020 P 2

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のことです。平成22年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた国のロードマップとして、平成24年9月に策定されました。

創エネルギー P2

東日本大震災以降,震災時における自立電源として,太陽光や風力などの再生可能エネルギー,家庭用ガスエンジン及び家庭用燃料電池のコージェネレーション(熱電併給)機器などが注目されています。本計画では上記機器から発電されるエネルギーを創エネルギーと呼びます。

【た】

ダイオキシン類 P35

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定義しています。生殖、脳、免疫系などへの影響が懸念され、研究が進められています。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する過程において、意図せざるものとして生成されます。

第二次国分寺市農業振興計画 P2

国分寺農業のさらなる発展を目指し、認定農業者制度*を基軸とした農業経営の強化、 農地保全の仕組み、農とのふれあいを進化させる方向を示した計画のことです。

※ 効率的で安定した農業経営を目指す農業者の農業経営改善計画を市の基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けた支援を行う制度です。

第四次国分寺市長期総合計画 P2

国分寺市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として, 市の最上位の計画のことです。基本構想と基本計画で構成しています。

地域·団体交流会 P44

地域で活動する団体,個人,事業者等が横のつながりを持ち,地域の活性化を推進する取組みです。

地球温暖化 P 1

人間の活動に伴い,二酸化炭素やメタンなどが大気中に増加することで,通常大気を 通過して宇宙に出ていく太陽光線の輻射熱(ふくしゃねつ)のエネルギーが大気中にた まり,温室効果によって,地球表面付近の平均気温が上昇していく現象のことをいいま す。

地産地消 P9

地域で生産されたものを地域で消費することです。地産地消によって、生産者と消費者などの地域交流、新鮮な農産物の消費、輸送コストやエネルギーの節約にも役立ちます。また、地元で生産された農産物を積極的に消費することで、都市農業の支援にもつながります。

低公害車 P34

従来の自動車よりも窒素酸化物や二酸化炭素などの大気汚染物質の排出量や騒音の発生が少ない自動車の総称のことです。電気自動車やハイブリッド車、天然ガス自動車などがあります。

透水性舗装 P29

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のことです。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に都市部の歩道に利用されています。

特定建設作業 P35

建設工事で行われる作業のうち、くい打機を使用する作業やバックホウを使用する作業など、著しい騒音・振動を発生する作業で、騒音規制法及び振動規制法において政令で定める作業のことです。

【な】

名古屋議定書 P2

平成 22 (2010) 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で採択された名古屋議定書のことです。医薬品の開発などに必要な遺伝資源のアクセスに係る事前同意(資源の提供国からの事前同意)や遺伝資源の利用により生じた利益配分を含め、生物多様性条約の規定に実効性を持たせるために締約国が実施すべき具体的措置を定めました。

燃料電池コージェネレーション機器 P52

発電をしながら、その時に出る排熱も利用することでエネルギー効率を高めるシステムのことです。発電の仕組として燃料電池を採用しているのが家庭用燃料電池コージェネレーションシステムで、家庭の省エネルギー機器として期待されています。

農業体験農園 P30

連続した農業体験を市民に提供する体験型農園で、農業経営の一環として農家が開設するものです。種や苗、肥料等の野菜作りに必要なものは全て農園主が用意し、農家の指導で未経験者でも安心して野菜作りができます。

野川整備事業 P11

正式には、東京都が平成18年3月に策定した「野川流域河川整備計画」の河川整備のことです。本整備計画では概ね20~30年後の整備目標や整備内容が定められています。

【は】

パブリック・コメント P7

市民生活に関する重要な政策等の策定または改廃に当たり、その政策等の案及び関連する資料などを事前に公表して、市民等から意見の提出を受け、提出された意見を十分考慮して意思決定行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのことです。

バリアフリー P42

高齢者や障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害(バリア)を除去するという考え方のことです。歩道のバリアフリー化の場合は、歩道面の勾配を緩やかにする、段差を解消する、点字ブロックを表示するなどが挙げられ、高齢者・障害者等が円滑に移動できるようにすることをいいます。

ビオトープ P26

生き物を表す「ビオ (バイオ)」と、場所を表す「トーペ (トープ)」を組み合わせた ドイツ語の造語で、野生生物が持続的に生息できる生息空間のことです。ビオトープの 整備は自然保護、自然再生、環境教育などの面で期待されています。

微小粒子状物質 (PM2.5) P13

大気中に浮遊している $2.5\,\mu\,\mathrm{m}$ ($1\,\mu\,\mathrm{m}$ は $1\,\mathrm{mm}$ の 1 千分の 1) 以下の小さな粒子の物質 のことです。従来から環境基準を定めて対策を進めてきた $10\,\mu\,\mathrm{m}$ 以下の粒子である浮遊 粒子状物質 (SPM) よりも小さな粒子です。PM2.5 は非常に小さいため(髪の毛の太さの 1/30 程度),肺の奥深くまで入りやすく,肺がん,呼吸系への影響に加え,循環器系への影響が懸念されています。

浮遊粒子状物質 (SPM) P13

大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん,エアロゾルなど)のうち,粒径が 10 μ m (マイクロメートル: μ m=100 万分の 1 m) 以下の物質のことです。工場のばい煙,自動車排出ガスなどの人の活動や,自然界由来 (火山,森林火災など) において発生し,粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し,人の健康に影響を及ぼします。

防災まちづくり推進地区 P44

自治会や町内などの団体が市と協定を締結し、地域住民が中心となって、防災まちづくりを推進していく地区のことです。協定後は、防災コミュニティづくりや地区防災計画書の作成、災害時の体制づくりなどに取組み、安全で住みよいまちづくりを目指します。

放射性物質濃度 P12

本計画では、大気・水・食料・土壌などにおいて含まれる、ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 の放射性物質の量のことです。

保存樹木·保存指定樹林地 P24

所有者の同意のもと、都市の美観風致を維持するため、市が保存の必要があると認めて指定した樹木または樹林地のことです。「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、市は保存樹木に対する奨励金や補助金を交付し、所有者には、樹木剪定等の適切な維持管理に努める義務が生じます。

【ま】

民生家庭部門 P16

最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費(自家用自動車等の運輸関係を除く)を対象とする部門のことを言います。

民生業務部門 P16

企業の管理部門等の事務所・ビル、ホテルや百貨店、サービス業等の第三次産業等に おけるエネルギー消費を対象とする部門のことを言います。

むかしの井戸 P44

災害用生活用水の給水施設として、市が公園などに設置した手押しポンプ式の井戸のことです。平成25年3月現在、市内に19カ所あり、そのうち17カ所を市が管理しています。地域の情報、防災や防犯などに関する情報交換など、市民のふれあいの場として、井戸端会議を開いている地域もあります。

名勝 P15

風致景観の優秀なもので古くから名所として知られているものまたは芸術的もしくは 学術的価値の高いもので、文化財の指定・保護の対象となった、庭園、橋梁、渓谷、海 浜、山岳などのことです。市内には、国指定名勝1件(都立殿ヶ谷戸庭園)、東京都指定 名勝1件(真姿の池湧水群)があります。

モニタリング P12

環境管理のための監視・追跡を継続的に行う観測・調査のことです。大気や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表的な調査になります。

【や】

有害化学物質 P34

ダイオキシン類,ベンゼン,トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物,ヒ素及びその化合物などの重金属類等,人体や生態系に悪影響を及ぼす有害な化学物質のことです。有害化学物質は、土の中にいる微生物による分解が難しいため、土壌汚染、地下水汚染の原因となっています。

要請限度 P12

自動車排ガスによる大気汚染や、自動車交通による騒音及び振動により、道路周辺の 生活環境が著しく損なわれると知事または区市町村長が認めるとき、道路管理者または 公安委員会に対しその改善を要請する際の基準のことです。

[6]

リサイクル推進協力店制度 P54

創意工夫によるごみの減量・資源化に積極的に取り組む市内の事業所に対して,市が リサイクル協力店として認定する制度のことです。レジ袋を無料で提供しない,マイバッグの持参を奨励しているなどの認定要件があります。

緑被率 P11

地域全体に占める緑被地面積の割合です。緑被地とは、上空から地表面を見下ろした時、植物におおわれている部分の土地のことで、その形態により、樹林地、宅地の庭、草地、農地(野菜畑・植木畑・果樹園)に分類されます。

【わ】

ワークショップ P7

講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり作り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルのことです。住民参加のまちづくり、環境教育や自然体験活動などの様々な分野で行われています。

【アルファベット】

BOD (生物化学的酸素要求量) P12

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素量のことです。河川や 湖沼などの汚濁を測る代表的な指標であり、数値が高くなるほど水質汚濁が著しいこと になります。

COP (気候変動枠組条約締約国会議) P 1

COP は、各条約の締約国会議 (Conference of the Parties) を意味する略称のことです。平成9 (1997) 年 12 月に気候変動枠組み条約第3回締約国会議が開催された京都会議以降、気候変動枠組条約締結国会議のことを一般的にCOPと呼ぶようになりました。COP は条約の最高機関であり、気候変動枠組条約締約国会議は毎年開催しています。

dB(デシベル) P13

騒音や振動の大きさを表す単位のことです。デシは 1/10 を意味する接頭語であり、デシベル (dB) はベル (B) の 10 分の 1 になります。 騒音の目安として、普通の会話は 60 デシベル、電話のベルや騒々しい街頭は 70 デシベル、地下鉄の車内は 80 デシベルに なります。振動の目安として、静止している人だけが感じる場合が 60 デシベル、戸や障子がわずかに動く場合が 70 デシベル、障子がガタガタ音を立てる場合が 80 デシベルに なります。

ha (ヘクタール) P11

面積を表す単位のことで、1 ha は 10,000 ㎡に該当します。

ppm (parts per million) P13

大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表す単位のことで、1 ppm (ピーピーエム) は百万分の1 に該当します。

Sv (シーベルト) P14

人体が受けた放射線量による影響の度合いを表す単位のことです。空間放射線量の場合,市の公共施設において地上5cmの測定で毎時0.23マイクロシーベルト以上計測した場合に除染作業を行います。

μg (マイクログラム) P13

重量の単位のことで、100万分の1を表します。環境科学や食品化学等の分野などで用います。

第二次国分寺市環境基本計画

平成 26 年 3 月

発行:国分寺市 編集:環境部 環境計画課

〒185-0013 国分寺市西恋ヶ窪4-9-8

Tel. 042-325-0111 (内線 356) 042-328-2192 (直通)

Fax. 042-326-4410

E-mail: kankyoukeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp

